

産業厚生建設委員会会議録（令和4年12月15日）

出席委員 大浦委員長 青山副委員長 吉森委員 高川委員 岩城委員 古沢委員
欠席委員 原委員

説明のため出席した者 水野市長 柿沢副市長 黒川産業民生部長 岩城建設部長
伊井市民課長 結城市民健康センター所長 網谷商工水産
課長 相沢生活環境課長 永田観光課長 石井農林課長
高倉まちづくり課長 藪岸空家等居住対策課長 荒俣公園
緑地課長 石坂上下水道課長 梅原福祉介護課主幹

参考人 浦田竹昭氏 樋口幸男氏

職務のため出席した事務局職員 落合局長 中田係長

午前10時00分開会

大浦委員長 ただいまから、令和4年12月定例会産業厚生建設委員会に付託された案件を
審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、付託案件の審査に入ります。

陳情第1号 犯罪被害者等支援条例の制定について、陳情者から趣旨説明を行います。

本日は、陳情書を提出された浦田竹昭氏においでいただいておりますので、説明をお
願いたします。

それでは、浦田氏におきまして趣旨説明をお願いいたします。時間は10分ぐらいでよ
ろしく願いたします。

浦田参考人 おはようございます。浦田と申します。今日はひとつよろしくお願いを申し
上げます。

それでは、早速申し上げたいと思います。

去る9月30日に、犯罪被害者等支援を目的とした条例制定を求める陳情を提出させて
いただいたところでございます。

そしてまた、本日このように産業厚生建設委員会のこの場で陳情いたします趣旨説明
の機会を与えていただきましたことを心から御礼を申し上げたいと思います。

趣旨につきましては、犯罪被害者等支援を目的とした条例、いわゆる特化条例の制定

を求めるものでございます。特化条例と申しますのは、専ら交通事故を含む犯罪被害者等の支援に特化した事項について定めた条例を言っておるところでございます。

理由につきましては陳情書に記載のとおりでございますが、付け加えて説明をさせていただきますと思います。

それでは、国におきましては、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16年12月に犯罪被害者等保護法が制定されたところでございます。

そして、この基本法の前文についてでございますが、抜粋であります、少しご紹介させていただきますと思います。

近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてまいりました。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害、いわゆる二次被害に苦しめられることも少なくありませんでした。もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者であります。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならないわけであります。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならないというふうに前文に明記されているところでございます。

また、同法第5条には、犯罪被害者等に対する支援等に関して、地方公共団体の責務が明記されております。

さらに、平成17年12月には、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等基本計画が策定され、令和3年3月30日には第4次犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、全国の地方公共団体において条例の制定の動きを一層推進することと明記されているところでございます。

また一方、富山県では県議会におきまして、犯罪被害者等支援条例の制定に向けてワーキンググループが設置され、先進地視察や勉強会、研修会等で調査、研究、議論、検討を重ねられ、平成28年3月に犯罪被害者等支援条例が制定されました。

そして、その中でも市町村の犯罪被害者等支援施策の策定や実施について記載されているところであります。

ちなみに、全国の都道府県、政令指定都市、そして市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例、いわゆる特化条例の制定状況についてでございますが、令和3年4月1日現在でありますけれども、47都道府県中32都道府県（68.1%）、20政令指定都市中8政令指定都市（40.0%）、そして1,721市区町村中384市区町村（22.3%）において、現在制定されているところでございます。

ちなみに、各市町村で100%制定されている都道府県につきましては、秋田県、岐阜県、奈良県、京都府、岡山県、大分県、佐賀県の7府県が、100%各市町村で制定されているということでございます。

一方、この富山県を見ますと、富山県では15市町村において犯罪被害者等支援を目的とした条例、いわゆる特化条例が制定されているのは、残念ながら現在ゼロであります。

市民にとって、まず頼りにするのは身近な行政窓口でございます。誰が、いつ、どこで、どのような事件、事故、犯罪に巻き込まれ、被害者になるか分からない今日、被害者の方々はトラウマやPTSD、フラッシュバック等で精神的に悩んでおられる方、あるいは転居を余儀なくされる方、仕事を辞めざるを得なくなった方々等々、精神的、家庭的、経済的に苦しめられている方々等、守ってもらえる制度もなく、ただ泣き寝入りするしかない、そのような置き去りにされているのが現状でございます。

そのような被害者の方々が安心して元の生活ができるように支援できるのは、身近なこの行政でございます。そのためにも、被害者に寄り添った実効的かつ具体的な制度として、犯罪被害者等支援を目的とした特化条例の制定が必要になってくるわけでございます。

したがって、これらの現況を踏まえ、本市において犯罪被害者等支援を目的とした条例、いわゆる特化条例の制定についてご尽力いただきたく、陳情したところでございます。議員各位には、どうかこの点ご理解を賜り、ご採択賜りますよう、よろしくお取り扱いくださいようお願い申し上げます。

あわせて、まだ時間もあるようですので、何点かお知らせ、皆さんにお伝えしたいことがございます。

富山県議会におきましては、昨日閉会したわけでありますけれども、この県議会の中で高岡の酒井県議がこの条例について、県内全ての市町村で犯罪被害者等基本条例の制定を目指すべきだということでご質問をされておりました。答弁に関しては、横田副知事さんが答弁をなさっておいでということでございます。

もう一点が、皆さんもご覧になったかなと思いますけども、11月30日にNHKの「クローズアップ現代」でこの犯罪被害者等支援に関する条例等々の特番が放送されたところでございます。

ここには、犯罪被害者の何名かの声を取材の下、あるいは新あすの会ということで弁護士の方々の声、それから専門の弁護士の方々の声を特番で放送されたところでございます。

そしてまた、とりわけ琉球大学の齋藤教授が、やはり全国的に各市町村において条例を制定すべきだと訴えておられたところでございます。

もう一点は、ちょうど「クローズアップ現代」にも出られましたけども、国会議員の皆さん方がこの4月26日に犯罪被害者等支援に関する議員連盟を発足されております。ちなみに、その会長さんはさきの法務大臣の上川衆議院議員さんでございます。その中には小泉進次郎さんも入って活動をされているところでございます。

そういった、全国的なうねりになっているということをご紹介させていただきたいなというふうに思っております。

そういったところを踏まえて、どうかこの趣旨、そして理由をご理解賜りまして、ご採択賜りますよう改めてお願い申し上げて、私の趣旨説明を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

大浦委員長 ありがとうございます。

ただいまの趣旨説明についての質疑に入ります。質疑のある委員の方は挙手を願います。

岩城委員 ちょっと1つ確認いたします。

これは市としてつくるということになれば、費用的なものは何か毎年予算化していくとか、何かそういうようなことはあるがですか。

浦田参考人 お答えいたします。

条例が策定されますと、先ほど申しましたとおり、具体的な施策ということになりますと、例えば給付金の話とか、あるいは転居になれば住宅転居とか、あるいは貸付金の話とか、そういった形が出てきますので、予算化の話が出てくるかなというふうに思います。

以上です。

岩城委員 そういう事例が出てくれば、そういうことを申請があればせんにやならんとい

うことになるんだね。

浦田参考人 はい。当然、条文の中に具体的にそういった事案のときに、どれだけの支援をできるかということを含めた条例の中身になろうかなというふうに思っております。

岩城委員 分かりました。

大浦委員長 ほかにありますか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 ないようでしたら、以上で陳情者の趣旨説明を終了いたします。ありがとうございました。

浦田参考人 どうもありがとうございました。

大浦委員長 それでは次に、陳情第1号について、当局の見解、意見をお聞かせください。

相沢生活環境課長 犯罪被害に遭われた方、またそのご遺族の方々に対する支援といたしましては、今ほどご説明ありました民間の団体、そのほか関係機関、そういったところが積極的に、精力的に活動されておられるところでございます。

市といたしましても、条例の有無にかかわらず、でき得る支援というものを行う必要があると考えております。

犯罪被害者等の支援、そういったものにつきましては、市の各課それぞれの所管に関するものでございまして、市役所全体として取り組む必要があるものと認識しております。

そういったことから、各課においてどういったような支援が求められ得るのか、また、どういったような形で支援をする必要があるのか、そういった把握、また整理というのが今後必要であると考えてございます。

そういったことから、それらの整理と併せまして、今回の陳情の趣旨を踏まえて、特化条例の制定の必要性というものも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大浦委員長 それでは、ただいまの説明について質疑に入ります。質疑のある委員の挙手を願います。

(質疑する者なし)

大浦委員長 今ほど説明の中で、条例の有無にかかわらず、各課において必要性があるものについて検討されていくということでありましたけども、そう言われるのは分かるんですけども、この条例が制定されることによって、各課の事業なり施策であったり取り

組む姿勢について、変わることがあるのかないのかお聞かせください。

相沢生活環境課長 もし条例ということで制定されるということであれば、それは当然、市としての方針といたしますか、まちづくりの方針として示すものでございますので、当然、条例に基づく施策、取組というものを考えていく必要が出てくるかと考えております。

大浦委員長 必要に応じて検討されていくということでありますけども、これも、じゃ、いつまでやるのかというものも、例えば今説明いただいた陳情者に対しても、また市民に対しても、答えていく説明責任はあるんじゃないかなというふうに思いますけども、取り組むに当たって検討していくにも、そのスケジュール的なものであったりタイムゴールを設定するのかということも、今ほど説明いただいた陳情者も知りたいだろうと思いますけども、そういったものに関してはどうお考え……。今考えて答えられるのか分かりませんが、お聞かせください。

相沢生活環境課長 具体的なスケジュール感につきましては、現時点でちょっと設定といえますか、お答えすることはできないところでございます。

まず、そういった条例の状況や内容の情報収集、把握というものが必要でありますし、先ほどの質疑の中で具体的にどのようなことが必要となってくるのかというようなお話もありましたが、そういったようなものがどういうものがあって、そして市としてどのようなことを取り組んでいかなきゃいけないのか、やっぱりそういった整理というのがまず必要になってくるかと思えます。

ですので、そういうのと併せてのお話になりますので、現時点でいつまでというようなお答えのほうはちょっとできない状況であります。

大浦委員長 ありがとうございます。

ほかにご質問はありますか。

吉森委員 陳情書には令和3年度の4月1日現在で書いてありますが、調べると、もう令和4年度4月1日では、都道府県では38だからプラス7、政令指定都市では11なのでプラス3、市区町村ではプラス51の435件と増えている状態、1年でこれだけ増えている状態なので、やっぱり滑川市としても早めに制定していくべきなんじゃないかなというふうに思うんですけども、現状、何か例えば安心・安全なまちづくり条例とかの中にかような文言って何か含まれているんですか。

相沢生活環境課長 本市につきましてはその安心・安全なまちづくりに関する条例のほう

もございませんので、特にそういった規定について条例化しているところはございません。

ただ、県内におきましては、富山市さんのほうが安全で安心なまちづくり推進条例のほうを制定しておられまして、その中の一文として規定の1つにこういった犯罪被害者等支援についての取組を規定されている例がございます。

吉森委員 そういったものが滑川市はないということであれば、やっぱりこういったものを盛り込んでいってもらいたいなというふうには思う。取り組んでももらいたいなというふうに思いますので、またよろしく願いいたします。

相沢生活環境課長 今ほどのご意見も含めまして、今後検討させていただきたいと思います。

大浦委員長 ほかにございますか。

岩城委員 相沢課長、今後もしこれが制定ということになれば、実を言えば滑川は割と、割とというか、狭い滑川なもんだから、なかなか相談しにくいという雰囲気もあると思うがやちゃね。言ったら何となく広がるという感じでね。かと言いながら、やっぱり相談しやすい環境というか、もしもそれをつくったとしても、ハードルを低くして、外に出ないような形で相談しやすい体制の何かそういう法律じゃないと、有名無実の条例になってしまうんじゃないかなという気がするがやちゃね。そこらあたりの感覚ってどういうもんですか。

相沢生活環境課長 相談支援につきましては、今ほど議員ご指摘ありましたとおり、非常にセンシティブな部分の内容も多くございますので、当然、守秘義務といいますか、外に漏れない形でご相談をお受けし、また対応するというのは必須なものと考えております。

相談につきましては、現在、警察署またはとやま被害者支援センターという、そういった民間の団体の方が相談をお受けし、また寄り添っての支援活動を行っておられます。

市としても、どこまでの相談支援というものができ得るのかというのはこれからの検討になりますので、当然そういった関係先との情報共有というのは必要になってくるかと思いますが、外への漏えいといいますか、そういうことはないように徹底する必要はあると考えております。

岩城委員 お願いします。

大浦委員長 ほかにございますか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 それでは、ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

この後、委員間で協議を行いますので、委員の方は第1委員会室へ移動願います。当局の方はしばらくお待ちください。よろしくお願いいたします。

午前10時23分休憩

(委員、第1委員会室へ移動)

大浦委員長 それでは、陳情第1号について委員間での協議を始めます。

委員の皆さんにお知らせいたします。

滑川市議会基本条例第11条において、「議会は、議員による言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議により、議論を尽くし合意形成に努めなければならない」と定めております。最終的な賛否は委員一人一人の判断となりますが、基本条例の趣旨を踏まえた上で議論を尽くしていただければと思います。

それでは、ご意見のある委員は、挙手の上、発言を願います。

古沢委員 それぞれ出されておりますが、今の相沢課長の答弁を聞いても、具体的な準備というか、できていないということだと思うんです、被害者に対して。それをリアルなものとしていろんな想定をしてということになると思うんだけど、大きくは理念、条例をつくったら理念条例みたいになるのかもしれない。

富山市の安心の何とかというやつには見舞金とか具体的な金額も書いてありましたけど、今回どういう形になるか分からないけれども、条例を制定することによって、さっき各課にまたがってというような話もあったけど、各課は今そんなことを考えていないよね。目の前に問題が出てきているわけじゃないと思うので。

だから、条例を制定することによって、各課がそれぞれ自分とこの課がどんな関わり合いを検討しなきゃならないかという具体的にイメージをしてもらうためにも、条例をつくっていただいたほうがいいのは間違いないと思います。

以上です。

大浦委員長 ありがとうございます。

ほかに。

青山副委員長 私もこの条例の制定についてを、要は前向きに進めるということはいいの

かなというふうに思っております、ただし、やっぱり今ほど言われたように、古沢さんと同意見なところもあるんですけども、結局これは要は被害者の支援の条例であって、加害者に対する何かというのは全くないわけですから、基本的には被害者、何か起きたときにどう支援できるかということ趣旨とした、ある種、理念条例に近いものですよ。

じゃ、実際どういうふうに支援できるのかということと趣旨を事細かく載せていくのかというと、多分そうはできないと思うんですね。なぜならば、犯罪のものは幅広過ぎるわけですから、そういったことを事細かく書くわけにはいかないだろうというふうに認識していますので、理念として、滑川市からいわゆる犯罪の被害者が出た場合に、しっかりサポートするよということの趣旨だと思いますので、そこには私どもは賛成できるかなというふうに思っていますので。

以上であります。

岩城委員 住みやすいまちということになれば、こういうような条例もあるよということの一つの考え方かなという思いであります。

お二方が言われましたように、反対をするというわけにはいかんという思いでありますので、基本的にはこれは分かりましたよという、賛成しますよという考え方でいいのではないかなという。

高川委員 私も一緒に、やっぱり各課みんなで考えていくというのも必要なので、条例をつくったほうがいいと思います。

吉森委員 同じです。

大浦委員長 私も一緒なんですけど、地方自治体一つだけでこれをどうこうできるという問題ではないと思います。それで、陳情者ともお話しさせていただいた中で、やはり一自治体からでも声を上げて、県なり国を動かすということは議会としても必要な行為だと思いますし、自治体の責任もあると思いますので、私は一個人としては採択の方向でいきたいなというふうに考えております。

ほかに。

古沢委員 結局、さっき全国の例も吉森委員も言われたけれども、市区町村のね。富山県内においてゼロだということところが、何でだろうかというふうなところもあるんですよ。

どういう理由があるのかよく分からないけれども、県の条例では地方公共団体と力を合わせてというか、文言は知らないけれどもね、というふうになっているのに、市町村

レベルでないというのは、ある意味、表現はまずいけど片手落ちだと思うんですよ。

そういう意味でいうと、県下初ということになるのかもしれない。それでNHKも来ているんだと思うけど、やっぱり先例をつけるということでやっていくべきじゃないかな。中身は、そのときがこれから、本当から言うたら議員提案ということにするのがいいのかもしれないけれど、この陳情は当局に対しての陳情なので、そういうことで進めればいいのではないかと。

大浦委員長 今ほど皆様のご意見を伺ったところ、不採択はないのかなというふうに思いました。

なので、この後、採択するのか、趣旨採択でいくのかという協議を行いたいと思いますけども、皆さん方はどちらで。

青山副委員長 採択で大丈夫です。

古沢委員 私も採択でいいんですけど、ちょっと事務局に聞きたいがやけど、ここで条例制定の採択をするでしょう。そうすると、当局に対してはどういうあれになるがけ。別に期限を切るわけではないんだけど、どういう宿題を与えることになるんけ。

中田係長 こちらに関しましては、議会としての意見でこうすべきだということでありますので、当然当局無視はできないと思いますが、必ずしもこれに縛られて義務的なものが発生するということとはございません。今後、委員会なり本会議等の質問等で当局にはたらきかけていくような形になるかと思えます。

古沢委員 ということは今言われたように、ここで採択をしたと。例えば来年か再来年か分からないけれども、できていなかったら、採択をして議決したけれど、この条例の制定についてはどうなっているんだという問いかけができるということですね。

岩城委員 私は、どう言うたらいいか、採択のつもりで先ほどから言うておりましたので、そのままでいいということですよ。

高川委員 私も採択でいいと思います。

吉森委員 同じで。

大浦委員長 それでは、採決方法は、採択か不採択かのどちらかということで出してよろしいですか。

(異議なし)

大浦委員長 それでは、暫時休憩します。

大会議室で採決の準備が整い次第、再開します。

(休憩中)

午前10時33分再開

大浦委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これより、陳情第1号に対する討論を行います。

討論を希望される方は挙手願います。

(討論する者なし)

大浦委員長 これにて討論を終結いたします。

それでは、犯罪被害者等支援条例の制定について、採択をすることに賛成の委員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

大浦委員長 下ろしてください。賛成多数。よって、陳情第1号については採択すべきものと決定いたしました。

午前10時33分議決

大浦委員長 以上で、陳情第1号の審査は終了いたしました。

続いて、付託議案の審査に入ります。

議案第49号から議案第54号、議案第59号及び議案第60号までの8議案を一括して議題とします。

議案の説明に当たっては、要点を簡潔に、かつ明瞭にされるようお願いいたします。

常任委員会に付託されました予算案の説明については、全体委員会でのみとすることとなっております。よって、議案第49号 令和4年度滑川市一般会計補正予算(第4号)、議案第50号 令和4年度滑川市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議案第51号 令和4年度滑川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)、議案第52号 令和4年度滑川市水道事業会計補正予算(第1号)、議案第53号 令和4年度滑川市下水道事業会計補正予算(第1号)については、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局から追加して説明があればお願いいたします。

(特になし)

大浦委員長 ないようですので、これより質疑に入ります。質疑のある委員、追加で説明

を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

青山副委員長 一般質問等でもさせていただきましたVRについてであります。

その後、永田観光課長はしっかりされておりまして、こういったものが入るということで資料も見せていただきました。

その中で、思った以上に広い空間を使うような形なんじゃないかなというふうに見せていただいて思った次第でありまして、一体、じゃ、あのミュージアムのどこの場所を使って、どういったような通り道になったり動線とかになったりとかってするものが一切見えない状況になっていまして、そこら辺の詳細を確認したいと思います。

永田観光課長 VRの機械につきましては、青山副委員長おっしゃられたとおり、そこそこの場所を取る機械にはなろうかと思っております。

実際の配置等に関しましては、当然導入が決まればきちんと配置等については考えることになると思うんですけども、スタッフの人的な配置もどうしても必要になってくる機械ということで、今ウェーブ滑川のほうでは、そのあたりも考慮しながら配置を検討しておるところです。

今の候補としましては、スタッフの動線等も考慮しまして、割と受付の入り口に近い位置のほうに配置をできればいいかなというふうに考えているところでございます。

青山副委員長 ということは、具体的に今ある展示の中のどこかを、どう考えても空間的に殺す、言い方はちょっとあれですけども、なくさなきゃいけない場所が当然出てくるわけであって、そこはどこを推定されておりますか。

永田観光課長 今検討している中では、ホタルイカの定置網ですとか、魚釣りをする、なにかちょっとそういうアトラクション的なものを置いてあるコーナーが入ってすぐのところにあると思うんですけども、そこらあたりの配置を少し工夫して、そのスペースを生かせないかというふうに検討をしておるところです。

青山副委員長 VRつけながら、一旦ゴーグルをかけてVRの仮想空間に入ってしまうと、現実的な外はその方からは見えない状況ですよ。確認ですけど。

永田観光課長 確かにゴーグルをかけてしまうと外は見えない状況になるんですけども、今導入を考えている機械というのが、なかなか言葉で言うのは難しいんですが、ルームランナーをちょっとイメージしていただければいいと思うんですけども、その場で足踏みしながら360度動けるという、そういった機械がありますので、それを導入して、VRゴーグルをかけた方はその機械の上で実際は動くという形になりますので、あまり外

へ行くとかどこへ行くか分からないという、そういった心配はないというふうに考えております。

青山副委員長 あくまでも装着したあの空間で、ちょっと仮想空間を見ながら、言い方はあれなんですけど、脳内で、そこにいるんだけれども動き回れるような状況だということだと思いますので、承知しました。

実質的な空間の内容がどこに来るのかちょっと気になりましたので、お伺いしました。

大浦委員長 ほかにございますか。

古沢委員 議案集49-22ページ、第6款農林水産業費、第2項農地費の、今回、県支出金を使っての農業用水路安全マップの作成、中野島地内と聞いておりますが、この安全マップ、実物、私見ていないのでよく分からないんですけれども、危険なところというのは市内にも数多くあると思いますし、これまで既に過去には事故が発生したというところもあるわけなんですけども、今回、中野島地内の用水をやられるということなんですけど、該当と言うと変だけでも、候補になるべきところは数多くあるのではないかと思うんですが、これはどのように箇所づけをして進めていかれるのか、今後のことについて、よければお聞かせいただきたいと思います。

岩城建設部長 農業用水の安全マップ等に関するご質問ですけど、これまでもととのスタートは、令和元年度に県が示すガイドラインに従いまして、市内では令和2年には野町と赤浜町内で実施しております。3年目の令和3年度におきましては、本江地区と下大浦町内で実施しております。

これらの地区につきましては、当然、農業用水ということがありまして、土地改良区さんを通じてぜひ取り組みたいという町内がないか確認していただいて、そこから吸い上げておるといふか、手を挙げられた町内を対象に実施してきております。

今年度実施する箇所につきましては、今ほど古沢委員言われたとおり、中野島町内で実施することとしております。

なかなか要望の件数自体は、町内からの要望自体はあまり上がってこない状況でありまして、逆にこちらからどこかないかということを経良区さんに積極的にちょっと問いかけたりしているような状況となっております。

令和5年度について、具体的に今のところ候補地はない状態となっております。

古沢委員 多分ね、多分でしか言えないですけど、情報が行き渡っていないんですよ。皆さんも感じておられると思うけど、危ないなと思ったことはあるんですよ。あるんだ

けど、こういう事業をやられているということも現場まではいっていない。現地まではね。と思うんです。

土地改良区さんは土地改良区さんで発信しておられるのかもしれないけれども、えてして事故が発生してやっと気づくみたいなところが、県のあれにもありましたけど、慣れで、まさかここでというところが実は当事者たちには意識としてあると思う。だけど、客観的に見たら危ないよというようなところはあるんだけど、マップなるものが、これはソフトの話だよ。ハード対策になると金がかかってしょうがないということなんだろうと思うんですけども、ぜひ情報をもっと現地に近いところまで知らせてあげてほしいと思うんですよね。

だから、令和5年度、手挙げているところがないというような話でしたけど、本当は潜在的にもっとあると私は思っているんで、そこら辺の対策も、今回の10万円でどういふものができるのかというのもぜひ拝見したいとは思いますが、ぜひ知らせてあげていただきたいということを、直接この10万円ではないですけど、この後のことに関連してお願いしておきたいと思います。

岩城建設部長 まず事故防止という点では、毎年用水に水が入る時期、春先に防災行政無線を活用して注意喚起等も行っています。これから冬になると、当然用水路等が雪等で分からなくなるということで、今後も防災行政無線を活用しまして、市民のほうには安全対策の周知を図っていききたいというふうに考えております。

当然ホームページもですし、市の広報にも年2回から3回載せているところでございます。

今ほど言われた周知の話ですけど、当然、改良区さんを通じて積極的に、改良区さんもそれぞれ理事会ですとか役員会とかある機会を捉えて、周知のほうに努めてほしいというふうに働きかけてまいりたいというふうに思っております。

古沢委員 土地改良区もですけど、例えば生産組合長会議とかそういったところまで、土地改良区と生産組合と違うとは思いますが、現場へ出るのはそういった人たちなんだから、そういったことも考えてほしいと思うんですよね。意見だけです。

大浦委員長 答弁よろしいですか。

古沢委員 ありますか。

岩城建設部長 生産組合ということになると農林課さんともタイアップといいますか協力しながら、そういった機会を捉えて周知のほうを図ってまいりたいというふうに考えて

おります。

大浦委員長 ほかにございますか。

青山副委員長 今ほど古沢委員言われたとおりでありまして、いわゆる土地改良区さんの頭だけに聞いてしまうと、現場の意見が吸い上げられないということなんですよね。要は生産組合とか農家さん、実際多面的支払とかで草刈りされている方がどこが一番ないかということを理解されていると思うので、その辺の聞き取りとかというのを細かく、このマップを作るに当たってできるのでしょうかというところを聞かせてください。

岩城建設部長 やはり農業施設ということもありまして、安全対策には、事業主体となるのが土地改良区さんということもありまして、土地改良さんを通じてというような形には当然なりますけど、今申し上げたとおり、生産組合となるべく危険等の周知を考えておられる部分について吸い上げができる方法等について、また検討してまいりたいというふうに考えております。

青山副委員長 提案なんですけれども、「市長と語らんまいけ」でもこういった団体と1回やってみて、本当はそこで意見を聴取して、それを反映したマップとかのほうは私は現実味があると思っていますけども、市長さん、ほかに何か考え方はありますか。

水野市長 貴重な提案ありがとうございます。

今、「市長と語らんまいけ」という話が出ましたが、そういう団体に農林課を通じて声かけしながら、そういう団体との意見交換もぜひやれたらいいなと、今提案を伺ってそう思いましたので、前向きに検討したいと思います。ありがとうございます。

青山副委員長 よろしく申し上げます。

大浦委員長 ほかにございますか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 ないようでしたら、引き続き予算以外の議案について説明に入ります。

議案第60号 中滑川複合施設の指定管理者の指定につきましては、参考人の出席を求めていますので、後ほど別に質疑を行います。

まず、議案第54号 滑川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第59号 滑川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、順次、当局より説明を願います。

伊井市民課長 では、議案集の54-1ページをお願いします。

議案第54号 滑川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、資料集で説明さ

せていただきたいと思います。資料集の1ページをお願いいたします。

1、改正理由です。行政サービスの拡充と個人番号カード（マイナンバーカード）の利用促進を図るため、令和5年3月よりコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書を交付できるようにすることから、所要の改正を行うものです。

2、改正内容です。全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機において、電子証明書が記録された個人番号カード（マイナンバーカード）で本人確認を行い、印鑑登録証明書の交付を行えるようにするものでございまして、第16条の2では多機能端末機から印鑑登録証明書を取得する場合の規定を追加し、第17条で規定の整理を行うものでございます。

3、施行期日は令和5年3月1日です。

2ページ及び3ページの新旧対照表の説明は省略とさせていただきます。

以上です。

荒俣公園緑地課長 それでは、議案集の59-1ページをお願いいたします。

議案第59号 滑川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定であります。

資料集で説明いたしますので、資料集の46ページをお願いいたします。

まず条例の改正理由であります。現在整備中の滑川海浜公園キャンプ場を令和5年4月1日から供用するに当たりまして、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては2点ございまして、1点目として、有料公園施設に滑川海浜公園のキャンプ場を加えるものであります。別表第1、別表第2関係であります。まず別表第1の都市公園名に滑川海浜公園、有料公園施設にキャンプ場、別表第2には、供用日を通年とし、供用時間を終日とするものでございます。

2点目としましては、滑川海浜公園の管理運営を利用料金制としまして指定管理者に行わせるため、利用料金制を導入するものであります。

第10条、別表第3関係であります。別表第3に第3項としまして、利用料金、(1)滑川海浜公園の表を新設します。有料公園施設にキャンプ場を、単位・区分の欄にキャンプ区画1区画1泊及びバーベキュー施設1泊1日とし、金額につきましては近隣同種の施設の料金に準じると定めるものでございます。

これにつきましてはメリカと同様でございまして、あらかじめ市長の承認を得まして指定管理者が定めることとできるものとしております。

施行期日につきましては、令和5年4月1日であります。

47ページから50ページまでの新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

説明は以上でございます。

大浦委員長 それでは、質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手の上、お願いいたします。

古沢委員 確認したいと思うんですけど、私勘違いをしているのかもしれない、考え違いをしているのかもしれませんが、46ページの別表第3、利用料金のところでいうと、キャンプ区画とバーベキュー施設は別なんですね。

荒俣公園緑地課長 バーベキュー施設とキャンプ区画は別でございますが、今のところキャンプ区画を利用されたお客様専用のバーベキュー施設ということとしております。

古沢委員 キャンプ区画を利用した人はバーベキュー施設を使うことができるという意味ですか。

荒俣公園緑地課長 そのとおりでございます。

古沢委員 そしたらバーベキュー施設1泊1日幾らかというのは、1日というのはあれでいうと、1日というのは午前11時から午後5時までをいうということになっているようなんですよね。キャンプ場区画は1泊午後1時から翌日午前10時までと。キャンプ区画を利用する人がバーベキュー施設を使うということになると、このバーベキュー施設が午前11時から午後5時までということになっているけれど、それにかかわらず、午後1時から翌日午前10時までがキャンプ区画とバーベキュー施設を使えるという理解でいいんですか。

荒俣公園緑地課長 そちらのほうにつきましても、指定管理者からの提案等でそういうふうな形を取ってまいりたいというふうに考えております。

古沢委員 これだけだと非常に分かりにくいんですね。普通キャンプに来たら、午後から来て、次の日の昼前ぐらいに帰るというパターンが多いから、夕食と次の日の朝食をバーベキュー施設で取るということになると思うので、そういう場合にはこのキャンプ区画1泊という料金になるということなのか、これはまだ指定管理者が決まっていないからまだ分からないということなのか、どうでしょうか。

荒俣公園緑地課長 一応原則としまして、管理人のおる時間帯は8時ぐらいから夕方5時を想定しております。夜間の利用も当然あると思います。早朝の利用もあると思います。そういった場合につきましては、他の都市公園、例えば野球場だとかスポーツ・健康の

森公園だとか、そういった公園につきましても利用時間の変更につきましても、指定管理者からの提案によってこちら側の承認を得て実際やっておりますので、そのような似たような形を取りたいと考えております。

古沢委員 じゃ、これは条例でこういうふうになっているけど、運用は、指定管理者が決まって、指定管理者がどういうふうに判断して運用するかということに、言うてみりゃ任せると。もちろん市議会の了解はもらうんでしょうけど、ということになるということなんですか。

荒俣公園緑地課長 はい。今のところはそういう考え方です。例えばキャンプ場を利用したいと申込みがあります。それでバーベキュー施設を使う、使わない、どちらかを選択していただいての利用の取り方をしたいというふうに考えております。

古沢委員 そういう場合のキャンプ区画とバーベキュー施設を両方使うという場合の料金、それからバーベキュー施設はいいわと。手前の持参したコンロでやりますという場合は、バーベキュー施設を使わないという場合の料金は当然違ってくるんですか。

荒俣公園緑地課長 料金設定は違うものにしたいと考えております。

古沢委員 どういうふうに設定するかはこれからだと。指定管理者が考えるということですね。

荒俣公園緑地課長 近隣同種の施設の料金に準じまして、キャンプ1泊幾ら、バーベキュー施設1日幾らというふうな料金を参考にしまして、市と協議して決めていきたいというふうに考えております。

青山副委員長 今ほどの利用料金の横の、私はちょっと逆に気になるのは、この近隣同種の施設の料金に準ずるという内容ですよね。多分もう既に想定されている近隣同種の施設はあると思いますし、あとは、やはりこれを入れるということは自由なように一瞬感じるんですね。指定管理者が自由に決めていいように感じるんですが、実際のところ、いわゆる近隣同種の施設の料金から外れた金額はつけられないとも読めるんですけども、どういった趣旨でこの文言を入れようかというところをちょっとまず市としてお聞かせいただければ。

荒俣公園緑地課長 本会議でも答弁させていただいたとおりでございますけど、指定管理者として民間を取り入れることによりまして、経営感覚、スピード感など、行政にはない柔軟な発想を持った指定管理者の裁量による施設運営ということで、今回、指定管理者に利用料金を定めていただくというふうな形を取っております。

料金設定につきましては、近隣同種の、例えば朝日町のヒスイ海岸オートキャンプ場だとか、魚津の方貝山ノ守キャンプ場がありますが、そういった施設の料金を参考にし、うちのところの海浜公園の施設のレベルというのもあるので、そこら辺も考慮しまして料金を設定していきたいと。

また、時期によってもやっぱりお客さんがよく来る時期とか来ない時期もありますので、そういうことも考えまして料金設定をしていきたいというふうに考えております。

青山副委員長 ということは、自由に決めていいんだが、しかしながら、あまりにも近隣同種から外れた内容である場合は、それを認めないということですか。

荒俣公園緑地課長 やっぱりあまりにもかけ離れたものは、市としても承認するわけにはいかないというふうに考えております。

青山副委員長 分かりました。そうすると、どちらかというの意味合い的には、やはり何かの指定管理者に自由に、本当に自由に好きなように意図を酌んでもらうよりは、どちらかという、近隣同種に準じた、今本当に書いてあるとおり、準じた金額になるように話をするということですね。

荒俣公園緑地課長 そのとおりでございます。

青山副委員長 分かりました。

大浦委員長 ほかにございますか。

岩城建設部長 先ほどの古沢委員からのご質問のバーベキュー施設の件ですけど、海浜公園にはもともと無料のバーベキュー施設もありまして、今回この条例に載せているのは、あくまでキャンプサイト、区画サイトと一緒に整備する4卓についての条例でございます。

以上です。

古沢委員 分かっているの。分かっているんですけど、無料のバーベキュー、あれ、施設と言っていいがかね。あそこに確かに水場のあずまやがありますよ。バーベキューするところはU字溝をひっくり返しただけのところやねかね。あれでお金取ろうというのはちょっと無理な話だとも思うんですけど、とっても使いにくいところやかね、奥に入って。車で行けないんだから、あそこまで。車で行けないところなので、例えば食材を持っていったりなんかしても、あそこまで車で持っていても、車では乗りつけられないところなので、台車を持っていくか手で運ぶかしかないところなんです。利用される方は極めて少なかったと思いますよ。私、使ったことあるんだけど。

だけど、あそこ今言っているバーベキュー施設が一緒だとは思いませんよ。あえて部長言われたんだと思うけど、一緒だとは思いませんが、キャンプ区画とバーベキュー施設の兼ね合いのことについては、指定管理者の皆さんにもそれは誤解のないようにしておいていただきたいと思いますね。

岩城建設部長 参考までになんですけど、既設のバーベキュー施設、今ほど言われたとおりU字溝をひっくり返したような施設でという話なんですけど、手元に利用状況、実績等があるので紹介させていただきたいというふうに思います。

令和元年度においては24件、456名の方に、令和2年度は、コロナ禍ということもありまして件数は増えております。40件。人数につきましてはほぼ同数ですけど、470人余り、令和3年度になりますと、若干件数は落ちるんですけど、26件の244人、令和4年度につきましては、こちらはまた増えまして42件で、人数にしますと437名ということで、それなりの利用は実施していただいておりますかなというふうに認識しております。

古沢委員 あそこはあらかじめ予約さえしておけば無料だからね。今度できるこのバーベキュー施設はどれぐらいの料金になるのか分かりませんが、それと向こうとの兼ね合いはどうなるのか分からないけど、私は率直に言って、手前の施設ができれば、料金との兼ね合いがあるから断言はできませんけど、あそこの奥まで行かれる人はそんなに多くないんじゃないかなという、これはあくまで個人的な推測ですから、当たるか外れるか分かりませんが、使い勝手からいうととても奥のほうは使い勝手が悪くなる。無料だからということはあると思いますけど、いいですよ。誰もあそこ混同はしないと。

以上です。

大浦委員長 答弁は要らないですね。

古沢委員 要りません。

大浦委員長 確認なんですけど、先ほどから古沢委員だったり青山副委員長から近隣同種という言葉が出てくるんですけど、これは何かの条例か何かで、公共施設全体は類似施設になるべく差がつかないようなものを定めているものがありましたっけ。何か見たような気もするし、あったかなってちょっと今思ったりもしますけども。

荒俣公園緑地課長 この近隣同種といった言葉を出した条例につきましては、今、中滑川のほうの複合施設の条例が最初かと思っております。

条例に金額を定めると、上限を定めるという意味で定めておりますので、この先行きの見えない経済状況を考えますと、金額は定めないほうがスピーディーな運営ができ

るものと考えておりますので、今回、近隣同種といたしました。

大浦委員長 そういった中で、民間の活力という言葉も課長のほうからもありましたけども、近隣同種というものが、今例えられた中で言えば、結局は公共施設なんですよね。キャンプ場にしても。その場合に、あくまでも指定管理者制度を用いるということは、民間会社が積極的に参入していただくという手法も必要になってくるんです。ただ、その価格設定を近隣同種、ましてや自治体が直営でやっているようなところと合わせると、どうしても指定管理者として制限がかかってくると思うんです。

指定管理者制度を長く持続的に活用していく場合は、どうしても公共施設という料金設定では合わなくなってくる部分も強く働いてくると思うんですけども、それでも近隣同士という文言を入れると、もう制限がその時点で強いと思うんですけども、いかがですか。

水野市長 今委員長の言われるとおりでと思います。近隣同種、ここにはこういうふうに書いていますけども、今、公民連携の施設としてこれから出てこられますけども、あそこのキャンプ場に関しても、それに準じた形で今こういう事業にさせてもらっていますけど、やはりこれからは民間活力で指定管理をしていただく。そんな中で、やっぱりそれなりの特色を出して、エッジを効かせた形で、それが利用料金に跳ね返ってくることも、最終的には市長の判断でという形なので、それは運用しながら、近隣同種と差がつくような、もちろんそういう取組で、これだけお金を払ってもというところが私も判断できれば、その辺も柔軟に対応していけるかなというふうには思っています。ここには一応、近隣同種という形では書かせていただきましたけども、持続可能な形で指定管理に民間を活用していく中では、そういった運用も今後、時代の流れとともに必要なのかなと、個人的にはそういう思いも持っていますので、その辺はまた指定管理業者が決まった段階で、そのあたりの話はしていきたいというふうには考えています。

以上です。

大浦委員長 竹原議員の代表質問のほうでもありましたけども、竹原議員のほうからは、主たる財源というものは利用料金になるであろうというふうに言われていたんですけど、私もそう思いますけども、例えば指定管理者がどこかの企業のスポンサーを得たとして、そこから協力していただける収入であるとか、例えばホームページに入れるバナーの広告料であるとか、例えば看板を設置して各企業の広告利用収入だとか、そういったものを財源に充てていくにあたっては可能性は広いと思うんです。

ただ、その指定管理者を募集する行政側が、そこまでの例えば収支予算であるとかの計画をつくらないと、当然今までもつくられてきたので指定管理料が決められてきたと思うんですけども、また違った収支予算の考え方もつくっていかなければ、水野市長が目指されるその方向性は難しいというか、必要になってくると思うので、その辺も新しく考えていくべきだと思って発言させていただきました。

水野市長 ありがとうございます。

大浦委員長 ほかにございますか。

青山副委員長 またその話に戻って、市長の思いを今聞くと、またちょっと違った思いが出てくるわけなんですよ。

今この条例の中に逆に近隣同種を入れてしまうと、でも今の市長のお考えだと、どちらかという、例えば指定管理者の方が今後、滑川市ですけども4区画しかない。ちょっといわゆるロイヤリティーを高めたような施設にしていきたいんだとその指定管理者が言って、その中身をかなり高いレベルのようなものにしていって、他の近隣同種よりも上げて利用料金を取って収入を得ていきたいんだとなった場合に、この問題は結構問われてしまうと思うんですね。ここに書いてある以上、今度、我々議会としては、いや、そうやってせっかく頑張られたのはよく理解できるけれども、近隣同種の施設に準ずるとなっちゃったのを文言を入れてしまっちゃうと、せっかく水野市長が、PFIを考えたときに今後そういうふうな動きもやっていきたいと今おっしゃられているので、今後、逆に大丈夫ですか。

柿沢副市長 ご指摘、そのとおりだとは思いますが。実は近隣同種と言っても2種類あって、いわゆる従前からの公共施設型の、どちらかという官主導というか、役所主導型で仕様から全部決めて、これをやりたい人と言って、まさに民間委託事業みたいな感じでやっている施設もあれば、割かし富山市なんかでは前からPFIというか、そういう取組を先進的に進めてきておられるので、この海浜公園のキャンプ場の運営にしても、役場主導でやっているキャンプ場もあれば、実はどちらかという、指定管理とはいえ民主導のキャンプ場も近隣にございまして、今回は我々のやつは民主導のキャンプ場にしていきたいと思っておるものですから、近隣というのは、その2種類あるうちの民主導のほうを参考にしてやっていきたいなというふうに思っております。

地方自治法上の制度である指定管理者制度もございますけど、今、公民連携という話がここ最近出てきておる中で、従前からの民間委託ということから、民主導という方向

に流れが変わってきているので、今そういう意味では2種類あると、そういうふうには理解しております。

青山副委員長 副市長の話を知ると、なおさら最初の荒俣さんのご答弁がちょっと危ないんじゃないかなというふうには思っております、であるならば、近隣同種の施設の料金に準ずるじゃなくて、事業同種のとかにしてあげれば、逆に言うと、民間と似たようなものを指定管理者が提案されたときに、事業はそういう事業のところの同種とはできますし、じゃなくて、やっぱりあのままで、例えば朝日町、魚津と同じようなスペックでいくとなれば、そこはってなったときに、また事業でも合うわけですよ。

この書きぶり、今後ちょっとやっぱり引かかる。すみません、私はやっぱりどうしても書類書きなものですから、これは引かかりますよ、どう考えても。ちょっと今言った文言に差し替えてもらえたらうれしいぐらいなんですけれども。

柿沢副市長 青山副委員長が言われるのはすごくよく分かりまして、文言の選び方が適切かと言われると、確かに表現の仕方はなかなか難しいところがありまして、今回は近隣同種という言葉を使ったということなんですけれども、頭の中では、今青山副委員長が言われたような考え方の表現の仕方として、実はこういう表現の仕方をしたという面がございまして。

青山副委員長 なので、市長の答弁から、あれ、ちょっと違うんだなというふうには思っていたわけです。副市長の話を知たらなおさら狙っているところの意図は違ったんだなというのを見たときに、最初の答弁でこれで納得していたところを、この近隣という言葉の文言が、すみません、正直に腹を割って言うと、じゃ、分かったよとこれを通して、それはいいですよ。今思いを聞いているのでいいんですけども、条例が基本なので、将来これだけ最終的に文言を見たときに、メンバー、こっち側が変わって、近隣同種じゃなくなるとるじゃないか、あの施設ってなったときに守りようがないので、そこを言っておりますので、大丈夫ですかということを再度確認します。

柿沢副市長 青山副委員長のおっしゃっているとおりなんですよね。そこはだからどう文言の対応をやっていくかということで、今回の場合というか、今後ちょっとまたいろいろと正しい表現の仕方を検討……。これからますます民間主導のPFIも含めて提示を進めていく中で考えたいと思いますし、そのときになればまたもっと適切な言葉を考えて、関連条例の改正ということも含めて検討したいと思いますので、今回はこういう趣旨で料金設定したいので、文言的にはこれでちょっとご理解いただけたらありがたいん

ですけども。

青山副委員長 ご理解しているので、これは私個人の一委員としての立場としては、それをご理解して私はこれを通していきたいなと思っているので、逆に言うと、これからPFIを進める中でやっぱりおかしくなったときは、ここの文言を新旧ですぐ改正していただければと思うので。

柿沢副市長 適切な言葉に改正することを検討いたします。

大浦委員長 個人的な解釈の仕方の違いも多分あると思うんですけど、私はこれが近隣同種じゃない場合の料金設定されたときは、メリカみたいに近隣同種施設はありませんと言えば、何かそれで終わっちゃうような気もするんですけど。

でもお願いしたいのは、私がさっき言ったのは、結局近隣同種であるのは、今までのやり方をやった施設なんですよ。だから当然、新しい手法を入れると近隣同種ではなくなってくるのは必然的であるんです。だから、もしかしたら指定管理の制度が民間が入らない場合がある場合は、当然この文言は必要になってくるものであるし、新しいものをつくる時は結局同種ではなくなるので、そのものになるのが当たり前の話になっているんです。

だから、各解釈の違いはあるかもしれませんが、結局目指す方向性が定まって、どちらでも対応できるというものであれば、その考えを持っていらっしゃるんだという私は解釈をしていたので、多分各委員思いはありますけども、出されたときにいろいろ考えて出されたものだと思いますので、今後よろしく願いいたしますというお願いだけでした。

青山副委員長 今、大浦委員長はそういう考え方ということでお話を聞いたんですけど、僕はやっぱりどうしても書類書きなもんですからこだわりますけど、逆にそうなってくると、つまらないことを言う人が出てきたときに、例えば、そうなってくると近隣同種がないからこの値段なんだと言われたときに、近隣同種って書いてあるこれはどういうことなんだと突っ込まれたときに説明絶対できないと思うので、なので、今しつこいようですけども、また適切な文言を、さっき言った事業同種だとかいろいろあるんです、書き方が。そこで、引っかけがないようなものでもう一回改正をお願いします。

柿沢副市長 青山副委員長の御意見を踏まえまして、改正を検討いたします。

大浦委員長 ほかにご質問はありますか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 ないようですので、すみません、ここで暫時休憩させていただきます。

11時35分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

午前11時22分休憩

午前11時33分再開

大浦委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

今回、議案第60号の審議のため、参考人として一般社団法人ばいにゃこ村代表理事、樋口幸男氏においでいただいております。

議案第60号 中滑川複合施設の指定管理者の指定について、当局より説明願います。

高倉まちづくり課長 それでは、議案集の60-1ページをお願いいたします。

議案第60号 中滑川複合施設の指定管理者の指定についてであります。よろしいですか。

地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、新たに指定管理者の指定をすることから、あらかじめ議会の議決を要するものであります。

まず、1の管理を行わせる施設の名称及び所在地ですが、中滑川複合施設で、滑川市田中新町39番地5であります。

2の指定管理者ですが、滑川市上島325番地1、一般社団法人ばいにゃこ村代表理事、樋口幸男であります。

3の指定の期間につきましては、令和5年1月1日から令和8年3月31日までの3年3か月であります。

なお、これら3つの議決事項につきましては、ほかの公共施設と同様の議決事項となっております。

私の説明は以上となります。

大浦委員長 それでは、樋口氏より中滑川複合施設の事業計画等について説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

樋口参考人 皆さん、こんにちは。一般社団法人ばいにゃこ村の樋口でございます。座ったまま失礼いたします。

本日は、中滑川複合施設メリカの私どもの事業計画のために貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

今日は皆様に説明させていただくとともに、皆様からいろいろな質問、ご意見を

いただければと思ひまして、この場で説明のほうをさせていただければと思ひます。

まず資料のほうにつきまして、1 ページ目をめくっていただきまして、2 ページ目、私どもの団体の紹介からさせていただきたいと思ひます。

私どもなんですけれども、2014年から活動のほうを始めておりますボランティア団体でございます。2022年9月27日に法人化しまして、非営利型の社団法人として活動のほうをさせていただいております。滑川市を拠点に、滑川市民のボランティアを中心に活動している団体となっております。

1 ページめくっていただきまして、3 ページ目。僕たちの団体なんですけれども、賑わい創出事業、ボランティア事業、リベラルアーツ事業の3つの事業を展開している団体でございます。

例えばなんですけれども、光と灯りの滑川というイベントを滑川市で展開しているんですけれども、毎回500人から1,000人の集客を集めるようなイベントをさせていただいております。

またボランティア事業では、滑川の海岸を2か月に一度清掃してございまして、毎回80人から100人ぐらいのメンバーと一緒に2か月に1度海岸清掃をさせていただいております。

リベラルアーツ事業では、高齢者向けスマホ教室など、滑川市内の地区公民館を回って活動してございまして、今年で2年目なんですけれども、大体約100名ぐらいの滑川市の高齢者に対してスマホを教えるというようなこともやっております。

僕たちのこういう活動がメリカの設置目的と親和性が非常に高く、双方にとってメリットがあるなところから、今回、指定管理者に応募させていただいた次第でございます。

1 ページめくっていただきまして、僕らのメディアでの活動紹介というのがあるんですけれども、4 ページ目ですね。様々な新聞、テレビ、雑誌等ではばいんやこ村の活動が取り上げられております。滑川市中心に活動しておりますので、滑川市ではこういう活動をしているんだぞというのを、いろいろな市内、市外、県外問わずPRしているような団体となっております。

イベントとしては、滑川でも有名なキラリエとかランタンまつりとか、そういうものにもばいんやこ村として協力させていただいておりますし、商工会議所とか観光協会ですね。コラボしてイベントを開くことも多くなっております。

1 ページめくっていただきまして、管理運営の実績についてご説明のほうをさせていただきます。

私どもは、法人化したのは本当に今年の4月でございますので、管理運営実績はそこまでございません。なんですけれども、代表理事、私ですね。今まで指定管理者の支援であったり事務局運営の仕事をさせてきていただきました。

実際にどんなことをしてきたかといいますと、昨今では、道の駅KOKOくろべ、今年の4月にオープンしたKOKOくろべなんですけれども、その指定管理者選考に当たってまして、JAくろべに協力いたしまして、市場調査から事業計画の草案作成など担当のほうをさせていただきました。

また事務局運営では、2021年と2022年、昨年からショッピングセンターエールと公園通り商店街の連携事業、みんなのミライ商店街におきまして事務局長も務めさせていただいております。

そのように地域の事務局なども努めておりますので、中滑川と滑川をつなぐ存在にも、私たち、ばいにゃこ村はなれるかなと思っております。

1 ページめくっていただきまして、6 ページ目なんですけれども、6 ページ目、7 ページ目は安定した運営基盤についての記載をさせていただいておりますけれども、時間が限られておりますので記載のとおりでございます。

ちょっと飛びまして8 ページ目、管理運営についての考え方という部分につきまして説明させていただきたいんですけれども、私たちはもちろん避難施設としてこの施設をしっかりと運営していくのはもちろんのこと、まちなかのにぎわい創出拠点、それから交流拠点としての役割をしっかりと務めていきたいと考えております。

ただ、にぎわいというものが何なのかというのが結構大事なところになってくると思うんですけれども、私たちはこのメリカというのを、最終的には市内全域に経済的活性化を波及させるものだと定義しております。そのために必要になるのが、市民活動の中心になれる人であったり起業する人、それから価値を生み出す人など、人材であると考えております。

メリカは、何かを挑戦したい人とか夢を実現した人、起業したい人などが集まって施設全体をチャレンジショップ的に利用することで、経験を積みつつ、ファンや企画、仲間を増やして、滑川市内各所で起業や市民活動をスタートさせるためのファーストステップになる施設を目指していきたいと考えております。これが私たちの考え方でございます。

ます。

続きまして9ページ目なんですけれども、市民の平等利用につきましては記載のとおりでございます。

10ページ目につきまして、開館時間と料金の部分なんですけれども、こちら気になっている方も多いと思うんですけれども、当面は10時から18時という時間で運営のほうをさせていただきたいと考えております。

しかしながら、私どもも先ほど申し上げた施設設置目的を達成するためには、学生であったり仕事が終わったサラリーマンであったり、そういう方が利用するというのも視野に入れていかなければいけないと思っておりますので、最終的には時間を延ばしていきたいというのが本音でございます。

しかしながら、メリカは実際に運営を始めてみるまで不確定要素もある施設でございますので、今後どんなテナントが入るのか、実際集客はどの程度できるのか、経費がどの程度かかるのかという問題もございますので、初めは小さく始めて大きく育てていく方針の下に運営のほうをさせていただければなと考えております。

次、11ページ目、人員の配置と、12ページ、事業規約、13ページ目の災害についての記載なんですけれども、こちらは記載のとおりでございます。

14ページ目に行かせていただきまして、にぎわいについてなんですけれども、小さく始めて大きく育てるところを記載させていただいております。

やはり私たち、経営は選択と集中だと考えておりますので、まず最初は、スタート時点は1階部分のにぎわいをつくることを第一に考えてスタートしていきたいと考えております。

15ページ目につきまして、各施設の使い方の説明をさせていただきたいと思うんですけれども、多目的スペースは記載のとおりでございます。物販エリアにつきましては、今現在、既に指定管理者の候補として発表されたことによりまして、既に2社から問合せを受けておる次第でございます。

理想を言えば、僕たち、日用雑貨とか子どもが喜ぶ駄菓子屋さんとかをこのテナントに入れたいと考えておるんですけれども、難しい場合は、サービス業も含めて広くテナントの入居を検討していきたいと考えております。

1ページめぐりまして16ページ目、農作物直売所につきましては記載のとおりなんですけれども、この農作物直売所につきまして、新たに無料学習スペースとしての機能も

実装していきたいと考えております。

というのも、11月9日の選定会後にばいにゃこ村のメンバーはじめまちの方々から、実際にやっぱり学習スペース欲しいねという声が上がってまいりましたので、ぜひここはまちの声を反映させて、学習スペースを設けられたらなどと考えております。

続きまして、シェアキッチンに記載のとおりなんですけれども、シェアキッチンも、今、ばいにゃこ村は滑川高校の学生さんたちと一緒にクラフトコーラなどの開発をお手伝いしております、クラフトコーラの販売などもここを使いたいなということで、チャレンジショップ的に使っていこうと考えております。

やはりまちのみんなが使える施設にしたいと考えておりますので、いろんな方を巻き込んでいって、いろんな方と一緒にメリカを盛り上げていけたらと考えております。

17ページ目なんですけれども、にぎわいについて、フードコート使い方など、このとおりでございます。テナントは今クレープ屋さんとコーヒーショップが入っておりますので、やはりもう一つ、物販1につきましては軽食などを販売するようなお店を入れられたらなどと考えております。

にぎわいについて、次のページ、18ページ、キッズコーナーの使い方、ホールの使い方など、このとおりで……。キッズコーナーにつきましては今現在、こちらまちの声から、アートスタジオ、レンタルスペース的な活用をしながら、子どもたちも楽しめるワークショップ的な学び場にしていきたいなど。少しここで記載されておる内容と変わってきております。

19ページ目なんですけれども、ソーシャルカレッジの部分は、有料の会員制の施設ということで記載のほうをさせていただいたので、ちょっと誤解があるかもしれないんですけども、ソーシャルカレッジはサブスク的なもので、レンタルスペースを使い放題になる。昨今よくある富山市のSketch LabとかHATCHとかと同じようなスペースになっております。そのサブスク的な定額課金制の施設に、ばいにゃこ村が今行っております学びや起業、開発支援などを行うプラスの仕組みがくっついた施設になっております。自主事業としてのソーシャルカレッジの部分でございます。

その後なんですけれども、利用料につきまして、21ページ目、22ページ目は記載のとおりでございますが、22ページ目の施設の利用料については、より詳細に詰めまして、今の市のほうに提出のほうをさせていただいておる形でございます。

そして、22ページ目、23ページ目も記載のとおりでございます。

25ページ目、ばいにゃこ村の強みとしましてPRしておきたい点としましては、私も、SNSを活用したPRなどが得意な団体となっておりますので、メリットをより多くの方に宣伝していけるという強みがございます。

そして、26ページ目が記載のとおりでございます、経費削減はこのように進めていきたいと考えております。

そして、27ページ目につきましては収支なんですけれども、こちら共益費の部分の理解が私、足りておりませんで、収益のところ共益費というのがこの収支の中では入っておりませんでした。実際に約200万円程度見込んでおりまして、それを入れますと今ちょっと足りないかなと思っていた日常清掃も足りてくるような形になっております。

あとは、イベント、にぎわいをいかにつくっていくかなど検討していけたらと考えております。

以上でございます。

大浦委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について質疑に入ります。樋口氏へ質疑のある委員の方の挙手を願います。

岩城委員 16ページで③の農産物直売所は、その他の利用として学習スペースにしたいというお話だったと思うんですけれども、学習スペースにするときは、それはやっぱり販売が終わったら配置換えにするという形の理解でいいがですかね。

それと、そこらあたりについては、学習ですから中学、高校だろうなという気がするんですが、今の話では、中学、高校生では500円の利用料金を頂く。ここらあたりについてもそういう考え方になるんですか。

樋口参考人 販売なんですけれども、まず農作物直売所のところにつきまして、入れる机などですね。机の上に農作物を置く机と学習する机、あとセミナーとかを行う机を流用できるような形で展開のほうをしまして、場所を移すだけで学習スペースになったりセミナースペースになったり農作物直売所になったりするような形にしたいと考えております。

学習スペースの料金の部分なんですけれども、1階部分は無料で学生さん、あとは大人の方も使うと思うんですけれども、大人に開放していきたいと考えております。

というのも、やはりメリカという施設が1階部分ガラス張りの施設でございます、利用者がいなければいけないでちょっと寒々しい場所にもなってしまいますので、より多

くの人に使っていただきたいということもありまして、1階で無料で学習スペースを設けたいと考えております。

ただ2階部分なんですけれども、2階部分は当面向料のスペースとして今のところ考えておる次第でございます。

岩城委員 そういう形でいけば、そのスペースも6時で終了するという形になるがや。

樋口参考人 さようでございます。

岩城委員 そういうことになると、いろいろと使い勝手が悪いかなというような形になりますけれども、その後延長も考えておられるという、いずれはという発言だと思うので、最初が肝心ながで、あそこへ行ってでも駄目だったとか使えんだとかという話にもなるのかなというのがあるんですけれども、もしあれだったら1階は時間の延長を早めにやっていただければいいのかなということ。

樋口参考人 市民のお声を聞きながら、皆様のご意見も聞きながら、柔軟に対応していきたいと思っております。

岩城委員 分かりました。

大浦委員長 ほかにございますか。

青山副委員長 今ほど岩城委員からもありましたとおり、一番私の中でひっかかっている部分は、この2階の学習スペースを無料開放できないことにちょっと懸念を持っておりまして、やはり2階スペースを学習スペースに持ってきて、電車を見ながら勉強できるというスペースをつくったわけでありまして。

我々、今、樋口さんの提案は提案として受けているんですけれども、実際我々のスタートはこの中滑川駅周辺地区の基本構想になっていまして、そのときのニーズ調査、町内会等を含めて、いろんなところで当時アンケートを取っておりまして、そのアンケートの中で、中学生、高校生の教育施設というところで、そんな多い人数ではないんですけれども、12%と11%の中学生、高校生が教育施設としては学習スペースが欲しいということで、1階でできるだけそういったスペースをつくるという話だったわけなんですけれども、何かそこに、せつかく2階にあんなにいいスペースつくったのに、課金してまで開放しないというのが、ちょっとその辺が引っかかるんですけど、どのような考え方をお持ちでしょうか。

樋口参考人 やはり先ほども申し上げたとおり、まず先に1階を盛り上げたい。1階が使われていなかったら、施設としてにぎわいがないように見えてしまうというのもありま

して、まずは1階に学習スペースを持ってきたいなというのがございます。

あと2階部分なんですけれども、やはり言われたとおりすごい素晴らしい施設だと思うんですね。素晴らしい場所だと思うんですけども、だからこそ使いたいという方がすごくたくさんおると思われます。そうしますと、その中で利用できる人というのが、結局席数も限られておりますし、どうしても利用できる人と利用できない人で不公平も生まれてしまうのかなという懸念もございまして、一旦は、初め、スタートのときは、1階部分は無料、2階部分は有料というような形を考えておる次第でございます。

青山副委員長 そういう考え方ということですね。

吉森委員 一旦はということは、いつかもしかしたら無料にする可能性があるということですか。

樋口参考人 皆様のご意見をいただきながら、中滑川複合施設メリカを運営していく上で委員会を立ち上げる予定でございますので、そこで市民の声とか、もちろんこの市議の皆様の声とかを聞きながら、実際に運営のスタイルを決めていけたらなと思っております。

吉森委員 逆に有料会員として払っていた人もいたとして、その間ずっと自分は有料で静かに使えていたのに、逆に開放してしまうとまた問題が出ると思うんですね。お金払ってまで静かにできたのに、騒がしくなって、ここ行かんわってなったりするかもしれないので、そういった部分は注意してもらえればなというふうに。

樋口参考人 ありがとうございます。

青山副委員長 13番の場所だけ無料開放にならないんですか、現時点で。

樋口参考人 13番。

青山副委員長 19ページの13番の学習スペースですね。79.4平米のところなんですけれども、ここを最初から開放するという気にはならないわけですかね、現時点では。

樋口参考人 現時点では提案したとおりでございます。

大浦委員長 プレゼンなり資料に基づいて、私たち、担当課からご説明いただいたんです。やはり2つぐらい問題点があった。私のイメージでは、会員制を募る部分と、開館時間であったり閉館時間、またはその料金がまだ定まっていないという面なんです。

今、収支予算が出ているんですけども、担当課または当局からは、今後この採決が終わった後に指定管理者と正式に決まれば、ばいにゃこ村さんと行政側が意見のすり合わせを行って決めていこうという流れを伺っていますけども、指定管理者として、どの程

度、行政側と中身を変更をかけることができるのか。例えば、指定管理料はもう定まっているので、その料金の中でやっていかなければいけない。でも、その料金が、私の中ではやはり厳しい面、ただ、議会で採決しているのなんですけども、その限られた財源を使っていく中で、果たして料金はどうなるのか、または開館時間、閉館時間、人件費等の問題もある中で大丈夫なのか。それを行政側が、よりもっと、これも議会側がもっとやってくれよと言った場合に、指定管理者としてどう思われるのかをお聞かせいただきたいと思います。

樋口参考人 まず僕たちの団体なんですけれども、そもそもが営利目的の団体、企業ではないんです。僕たちというのはそもそもまちを盛り上げる、子どもたちが誇れるふるさつをつくるためにという理由で立ち上がった団体でございまして、皆様のお声、まちを盛り上げていきたい、こうしたほうがいいというお声があったら、積極的にそれを取り入れて、メリカをはじめ、まち全体を考えて盛り上げていきたいと考えております。

なので、実際に今企画の段階では2階部分有料というような形にはさせていただいているんですけれども、まちの声としてここは絶対に使いたいんだという声が多ければ、またそれを検討するという話かなど。柔軟に対応していきたいと考えております。

大浦委員長 そういったことであれば、この収支予算で見込んでいた部分の利用料金というものがやっぱり削減されるわけで、それを補っていくという、今度その体制もつくっていかなくてはいけなくなった場合に、期間として残されている時間として、それが難しいと思われるか、可能だというふうに判断されているか、どちらですか。

樋口参考人 今現在のところだと、柔軟な対応はしようと思えばできるかなとは考えております。ただ、あえてそれをやるかどうかというのは、本当に皆さんの声、まちの声が大事になってくるのかなと思っておるのですけれども。

大浦委員長 私が例えば一般社団法人の代表を務めるに当たって、今、当局との今後のやり取りだとかを考えた場合に、すごく時間的に厳しいなという。自分だったら厳しいなと思うんです。

であるならば、やはり資料どおりつくり上げたものを取りあえずやらせてほしいというのを私なら言うんじゃないかなというふうに思うんですけども、それでもばいにゃこ村としては柔軟に対応できるという、再度になるんですけども、対応していけるという判断をされているか、お聞かせください。

樋口参考人 僕たちは柔軟に対応していきたいなと、いく団体だなと思っております。

大浦委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

古沢委員 さっき青山副委員長からありましたが、確認ですが、2階部分は基本的には会員もしくは有料と、こういうことなんですね。

樋口参考人 はい。

古沢委員 私個人的な思いとすれば、さっき青山副委員長が言ったように、13番の学習スペース、それから14番の休憩コーナーのところは開放していただきたいなという思いが私にはあるのですが、いかがでしょうか。すぐ返事できないか。

樋口参考人 すぐには返事はできないんですけども、そういう声があるのでしたら検討していく必要があるかなと考えております。

吉森委員 経費のほうの電気料ですね。これ、聞いていると、令和5年までは上がった分は市のほうで見ますよ、補填しますよって、いわゆるこの金額、電気だと年間で476万円ほど。それ以上だったら令和5年までは市のほうで見ます。ただ、それ以降は見ませんよと言っていると私は聞いているんですけど、それでも先やっていけるかどうかという。今の現時点で。多分本当に1.5倍とかそれ以上になるとは思うので、大丈夫かなと。

高倉まちづくり課長 その件につきましては、後ほど当局と委員さんとのやり取りの中で説明させていただきます。

柿沢副市長 それと基本的な話として、今回の議会の議案として、物価高騰分は当然指定管理施設についてプラスさせていただいているわけなので、それは来年度、今回の議会答弁においても財政課長から、5年度につきましても今の状況で推移するならば増嵩するであろうと。それについても考えますよと言っておりますので、今、算定の基礎に使ったのは、これまで、従来の市民交流プラザをベースにした積算なものですから、今回の物価高騰分は入っていないんです。ですから、それは他施設と同様に、普通に考えれば担保させていただくというふうに考えております。

ただ、これは普通に考えればそうということで、今回議案を出しておりませんので、今後また議会と相談させていただくということになります。

大浦委員長 ほかにございますか。

吉森委員 初年度1月から3月分までの施設賠償責任保険料が入っていないんですけど、これは市のほうで3か月分かけるということですか。これはどっちに聞けばいいのかな。

大浦委員長 それは後ほど当局の質疑がありますので、その機会にお願いします。

ほかにございますか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 それでは、ないようでしたら、参考人に対しての質疑は以上で終了とさせていただきますでした。樋口さん、ありがとうございました。

樋口参考人 ありがとうございました。

大浦委員長 それでは続きまして、当局に対して質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言を願います。

吉森委員 先ほどの件で、電気料の高騰分は聞いたのでいいんですけど、取りあえずそれは令和5年度までで、それはいいとして、保険料の部分。

高倉まちづくり課長 保険関係なんですけど、施設に関わるもの、それについては当然市のほうで加入いたします。イベントだとかを開催した際に、例えば障がいとかけがとかの関係の保険は、これはイベント主催者側のほうでかけていただくことになります。

吉森委員 でも、備考に施設賠償責任保険って書いてあるんですけど。樋口さんが見ておられる保険料の備考に。かつ初年度がないというのはどういうことなのかなと。

高倉まちづくり課長 すみません、この12万円の保険のお話ですね。これにつきましては、令和4年度につきましては市のほうで負担する保険でございまして、あと、募集要項の中で、こういった施設の買収に係るものについては指定管理者側で見込んでくださいということの下に見込まれた保険料であります。

大浦委員長 ほかにございますか。

古沢委員 この間からの説明で、指定管理者が正式に決まれば細部は詰めていくということとをずっとお聞きしているんですけど、前回の協議会、それから今回の委員会の中でも議員の中からはいろいろ意見、希望は出ているわけですが、どの程度詰められるものですかって言ってしまうと身も蓋もないのかもしれませんが、かなりのところを、はっきり言えば取り入れてもらいたいと思っているんですけど、相手のあることだから何とも言えないとは思いますが、そのあたりはどういう心づもりなのかお聞かせください。

柿沢副市長 基本的には樋口さんもおっしゃっておったように、市民の声なり、もちろん市民の代表である議員の声とか、こうしたものを踏まえて施設の運営を行っていくということだと思っています。

ただ、先ほどの議論でもあったように、公民連携方式を導入してやっていこうと。考え方としたら、これまでのように、要は行政が全部の仕様を決めて、これはこうやって

ください、これはこうやってください、ここの部屋はこれにしてください、ここはあれにしてください、全部決めた上で、それで決めたとおりにやれる事業者さん、手を挙げてくださいということやってきたというのがこれまでのやり方なので、ほぼ外郭団体しか手が挙がってこないでやっているというのが現状なわけです。

行政だけの能力だけでは、これからのこの時代、特ににぎわいづくりというものは運営できないんですね。我々が何をしたら人が集まるのか、そういうことを行政の能力だけではできないもんですから、これは民の力と行政の力を一緒に力を合わせてやっていこうというのが公民連携の考え方なんです。

今までは、行政が全部設計図書いたから、あんた、このとおりにやいなさい。公主導民実施というのの公民連携だったんだけど、これの今までよりは、最近よく言われている公民連携というのは、民主導公後押し、これが今言われている公民連携の図式です。

今、県庁であるとか富山市役所、これがもう多に公民連携にかじを切って、基本まず施設運営せんなんから公民連携で、それができないんだったら従前型のやり方でやろうというやり方でやってきています。

それで、それをベースにしてやってきておるものですから、基本的には今ばいにゃこ村さんから提案があったやり方、提案、これをまずベースにするべきであるというふうに思っています。という中で民主導行政後押し。

しかしながら、それだけではやっぱり公の目的が十分達成できないということになってくるので、だから公民連携。連携ですから、公のパブリックの目的と民の力、にぎわいづくりの力、これをうまくどう合致させていくかということが根底になっておるわけで、その中に、運営面はともかくとして、私はこうしてほしいという、ある意味、我々公の立場だったらこうしてほしいという思いはあるので、それは何とかできんかなと、運営の中でできんかなということを申し上げていきたいなとは思っています。

そのための仕組みとして運営協議会というものを設けることにしております、それは当然、運営主体である一般社団法人ばいにゃこ村がもちろん中心となるんですけども、もちろん市も入って、あるいは関係の事業者さん、管理運営する今の資料にも書いてあった大手の県内トップの管理運営会社さんも入るし、あとは運営に関係するような団体の方にも入っていただいて、その中で今までの運営はどうかという報告とともに、我々、市の関係者のニーズ、要望、それから市民ニーズはどうか、ここが使われていないのはどうか、ここをこうしたほうがいいんじゃないかということをも3か月に

1回ずつ協議会を開催しやっついこうと思っています。

ですから、まず基本的には、ばいにゃこ村さんが言うておったように、スモールスタートで始めて、少しずつにぎわいを広めていくという方向に持っていきたいと思っています。従来型の、スタートの日に一番人がたくさん来て、徐々に1か月、2か月たつごとに人が減っていくというパターンじゃなくて、スタートの日は、やっぱり人は来ると思いますが、でも、持続的に1年後、2年後に人が増えていくような施設にしたいんです。ですから、民のいいところをまず伸び伸びと生かさせてあげることが必要なだけども、我々の要望するところも取り入れていただく。その中の大きいのは、まずは開館時間だと思っています。閉館時間がやっぱり6時だと、市民の人にとってちょっとやっぱり使いにくいんですね。やっぱり我々だって仕事だって5時までやっておるわけだし、そうなってくると、じゃ、そこを5時に終わってそこに行ったらもう終わりですという話になってしまう。我々も仕事が終わってからいろいろなスーパーであるとかドラッグストア帰りに寄るけど、それはやっぱり8時ぐらいとか9時までやっておるから寄れるんであって、やっぱりそうあってほしいということはあるので、そこはスタートしてやる中で、今、柔軟にいろいろ直していきますという方向性も言うておられたから、そこは我々で状況を見ながらこれを延ばしてくれということで、それは別に1年後に時間を延長するんじゃなくて、3か月に1回ずつ運営協議会をやるから、その中で延ばしていってもらおうと思っています。

もしかしたら、オープンの前にやっぱり延ばしましたという話まで行けるかもしれんし、そうじゃないとしても延ばしていくということなので、それは議員の皆さんに運営協議会でやはり市の立場として誠実にお約束いたします。

それとともに、もう一つ私も気になっておるし、市役所的にも気になっておるんです。議員の皆さんと同様です。やっぱり無料の学習スペースが要するというのは同じ思いです。やっぱり大事な子どもたちがそれを使って、いい施設ができてよかったねと言うてもらえるような施設にしていきたいという思いはあります。

ですから、今いろいろまずはちょっと相談したところでは、取りあえずは2階は要は、起業家であるとか市を活性化するための取組をやるような人たちが集まって、切磋琢磨して伸びていくための施設にしたいというご提案だったんですけど、でも、子どもたちの学習の場はどうするんだという中で、1階の広いスペースですね。農産物直売所は週に2回2時間しか使わないので。しかも8時から10時ですから、子どもたちが帰ってく

る時間なんて全部空いているんです。ですから、そこをやっぱり学習スペースに使う。いろいろとくつろぎながら勉強してもらえるような、まずは場所にしますということだったので、まずはそうしていただこうと思っています。

それとともに、いろいろ市民ニーズを聞きながら、市役所の意見も聞きながら、議員の意見も聞きながら検討しますということで、3か月に1回ずつ運営協議会をやるので、その中で、やっぱり利用状況を見ながらこの運営でいいのかということは柔軟に対応しますということで言っておられたとおりですので、私どももやっぱり市側の意見として申し上げていきますし、そこはしっかりとまた市としても、そういう学習スペースの件についてもしっかりと申し上げ、いいように改善するようにしていくということは、誠実に委員の皆さんにお誓い申し上げたいと思います。その他いろいろ課題が出てきたところも、全て市が伴走しながら支援をしてまいりたいと思っております。

青山副委員長 先ほど樋口さんは、検討はしていくこともあるけれども、今の現時点で開放は考えていないということで、なぜこんなに引っかかっているかということをもそも論、もう一度振出しからお話しさせていただきますと、平成31年1月のこの基本構想ですね。我々はこの後、特別委員会を組んで、それぞれずっと議論をしてまいりました。その中のこういうエリアにはスポーツ広場、学習スペース、サロン、休憩スペース、多目的スペース、調理スタジオ、朝食・朝市の物販等、備蓄倉庫等というのが、このにぎわいのところに書かれているわけですね。そこでずっと議論を積み上げてきた中で、実際どういったものができるのかということで、令和2年11月27日の産厚建、まちづくり課から出た資料にこういった平面図が出てきたと、初めて。この平面図を見た中で、1階の朝市スペースが117.9平米ある中で、ここで大丈夫なのかという議論だとか、いろんな様々なことをしてきた中で、子どもたちは静かに勉強していただきたいということで、その2階スペースの図面を見たときに、ちょっとここの数字と違うんですけども、休憩スタジオはその当時はなくて、学習スペース全て130.9平米という全部のものになっていたと。それで議会承認を得て予算等とずっと、建物に関しては10億円、また2億6,000万円足して12億6,000万円だったはずですよ。いろいろ含めて、14億4,000万円ぐらいの規模の予算を我々は通過、この段階を経てきたわけです。

だから今、先ほど古沢さんも言われたとおり、なぜここを開放せずに、1階に集約して転用をかけて、またひかる市さんのご意向もどうなのかもちょっとよく分からないですけれども、何か趣旨と違うんじゃないか。子どもにとっていい施設にはなっていない

んじゃないかということで、公の施設として、これはやっぱり再考していただかないと、今ここで通した後に、やはりこの3か月ごとの協議会があったときに、でも、やっぱりそうは言いながらも、1階で事済んでいるんじゃないかとかと言われて全く話にならなかったら、ここで通すのもやっぱりちょっと考えものになってくるわけでありまして。

それを含めてどういうふうに、そこに本当に柔軟性があるって、私、これは本当にちょっと正直、もともとのスタートの話の意見の中のアンケートの中では、駅で待っている子どもたちに学習させたいというところの高校生のニーズもあるというふうな話を伺っていて、ここの施設の中にそういった用途を入れようという議論でずっと来ていたわけなんですね。その辺のことを今のところ考えていないと言われると、ちょっとなかなか、うーんというのが本音なんですけれども、その辺どうなんですか。本当にこの後何かできるんでしょうか。

柿沢副市長 学習スペースについては、1階のひかる市さんに我々何回もお話していただいて、そこは週2回2時間しかできない。週2回2時間使わせてもらえば、あとは自由に使っていいという話は私も行ってしていますので、それはご了解いただいておりますし、であるならば、そのまま空けておくというのは、ちょっとにぎわい施設として多分に問題だなというふうに思っていて、これはどうしたものかというふうに、これは何とかしないとちょっとみっともないなど。要は、週2回2時間で10時までなもんだから、大方、私も10時前にはあまり行かんもんだから、基本的に行ったときいつも空いておって、何かいい使い方すればいいねみたいな話になってくるもんだから、そこは何とかせねばいかんなどというのは僕らの課題でした。

そういうことも思いながら、そういうことも考えながら、3階のスペースもいろいろどういうふうにするのかなという部分も、空けたままにしておくわけにもいかんなど。みんないろいろ課題はあったわけなので、そういう中で春から、今の流れからすると、やっぱり公民連携でやっていくという方向性にせんなんという中で、議会のほうにも説明し、ワーキンググループをつくって議論もさせていただきました。それは議会で提案された提案書であり、議会の意見というのがスタートのところにあって、その上でワーキンググループでの議論をスタートしてきたわけなんですね。そのワーキンググループだけでは、一応方向性は出たけれども、公民連携であるためには、やっぱり民間事業者さんからの直接、実際運営できる能力のある人たちからの声を聞かないといけない。これはよくされておる手法で、サウンディング調査というのは、公民連携する場合、公募

する場合にはおおむね多くは取り入れられています。それで、そしたらそれまでにやらんといかんがないかということについては、ちょっとご相談させていただいた上で取り入れさせていただきました。

そうしましたところ、5者ほどからいろいろ提案が上がってきたんですけども、その時点でもうなかなか、樋口さん、にぎわいづくりという趣旨においてはすごくいい案だなというふうな感触は持っていました。

そうした中で実際公募して、やっぱり現地調査にサウンディングに出られた皆さんたちが来られました。いろいろ検討させていただいて、結果的には1者になったわけですが、樋口さんはサウンディング時点から大分提案内容もいろいろ検討されて変えられながら今回の提案に至ったわけなんですけれども、やっぱりそのベースとしては民間の力、行政で絵を描いた姿を挙げて、これでやってくださいというのでは、これからの時代ちょっと難しいなという思いで、それで春からご相談させていただきながら、こういう手法をやらせてくださいねということでお願いしてやってきた。その中で提案があったわけなものですから、まずはその提案は尊重しないといけないというふうには思ったわけです。

ところが、私からしても、実は議員の皆さんたちと同じ問題意識は持っておるわけなんです。それで、やっぱり学習スペースがないねと。だから、最初の提案にはなかったんです。なかったので、学習スペース何とかならんかなという話の中で、あそこの場所、1階のかなり広い場所なんですけど、週2回やっているあそこの場所を無料で学習スペースとして開放しますということだったものですから、じゃ、まずそこから、とにかく生徒さんたちが使ってもらえる場所をやってもらえるんですねと。じゃ、まずそれをお願いしますというのが現時点です。

これはいろいろ、やっぱりこれが必要だからできるのかな、それは私たちの押しつけというか、すり合わせですね。やっぱりすり合わせの中でやっていかないと、民間のいいところを消してしまうことになってしまうので、やっぱりその経営面が成り立つところと、公からの、市からの要望をうまくすり合わせて入れてもらえるかなという中ですり合わせて、今、1階の部分でまず学習スペースを無料でつくってもらうことに。それだったらうまく回せますよというすり合わせがうまくできたので、まずはそこをお願いしました。

ですから、まずはとにかく無料の学習スペースということで一つ確保させていただい

たのかなというふうに思っています。ただ、場所はこっちよりもあっちのほうがいいんじゃないかという思いは持っていたらっしゃるとは思うんですけども、それは私どもも実はそういう思いは持っています。それで、それは2階のこれから滑川市を盛り上げてくれる人たち、滑川で起業して活気づけてくれる人たち、そういう人たちを育てる場所にしたいということだから、それも大事だなと思うんですよ。チャレンジショップもつくって、そういう人たちがそこでスタートを切る場所、これも必要だと思うので、それはやめてくれとはさすがに思わなくて、それも大事だなと私は思いました。提案を受けて。

だから、それはやってほしいんだけど、じゃ、あの場所はどうなのかという点が残ると思うので、そこは、今そのスタート時点では多分そこまですり合わせできないと思うんですけど、確実に誠意を持って3か月に1回ずつの状況報告と、それを聞いての意見交換をしっかりとやっていきますので、その中でそういうことはもちろん念頭に置いていますから、学習スペースについてもしっかりと事業者とすり合わせの協議を行っていきますという回答でお願いしたいと思います。

青山副委員長 趣旨だとか手法については、PFIを入れるって言った時点で我々はそれはそれでいいだろうと思っているので、納得はしているんですよ。その手法については、副市長が今おっしゃられたように、別に何か異論があるわけではなくて、そもそものスタートの話、私もこちら側の議会側の話をしていただいた中で、例えば一般会員サブスクで月1万円で積んでいくわけじゃないですか。ということは、この滑川市で普通に考えればそういった、例えば渋谷の施設を見に行ったときに、あそこは誰でも声かけられたときに断れない仕組みでオープンになっているわけですね。例えば隣でやっているグループさんが企業の関係で1万円でサブスクで何人か集まってやっているわけですよ、会員さんが。そこで、隣の席の同じようなグループさんに、あなたのやっていることをちょっと聞かせてもらえませんかかってもし声かけられたりとかしたときに、ノーと言えない仕組みになっているんですね、あそこは。要は、受けて交流するための場だから、受けて話し合ってくださいと。そういう場なのでということで渋谷のあそこは開設されているんです。恐らく意識高い方がメインになるろうかと思うので、そういった方が使われると。

逆に言うと、気になっているこの16歳から18歳の子たちが3,000円払って来たときに、起業家で誰か付き合いとかって、そういうぐらいのレベルまで達した子たちが来たら、

それは入ると思うんです。でも、そういう方って多分いらっしゃいますかと言うと。

柿沢副市長 いや、そのね……

青山副委員長 聞いてください。そこで思うのは逆で、むしろ勉強したい子たちすらちょっと少ないと思うんですよね。空き時間にしたいなと思う子たちはかなり真面目な子なわけです、そもそもが。そういう子たちもこのサブスクでやっているちょっと大人の人たちがカタカタやっていて、いろんな議論を活発にしているところの横で勉強しているときに、そういった仕組みで声掛けできるような状態になっていれば、なおいいわけじゃないですか、子どもたちにとって。だから、我々は最初のスタートからすると、学習スペースは無料で待ち時間しっかりやっていただきたいという思いと、その起業側の思いというのも私は合致できると思うので、あんまりここはやっぱり引きたくないですし、そもそもちょっとここは懸案事項なので、その辺の意見を言わせてもらっているということでもあります。

柿沢副市長 青山副委員長が言われるのもよく分かるので、そこはすり合わせをさせていただきます。しっかりやっていきますのでお願いします。

民間事業者の思いを潰してしまったらどうもならんもんですから、やっぱりすり合わせさせていただくほうがいいと思うので。思いはよく分かりました。僕も思いとしては同じ思いでございます。

青山副委員長 今何とかなるという話ではないということで話が止まりますので。そこで判断なので。

大浦委員長 私、先ほどの樋口さんのお話と今の当局の説明を聞いていて、あと委員さんたちの質問を聞いていて、やはり懸念されるところは、あくまで公共施設としての機能のことを委員さんなんかは言われているのかなというふうにも思いますし、先ほど樋口さんの説明を聞いた上でも、やはり限られた指定管理料の中でいろいろ考えられた予算書をつくられたんだろうなと思うんです。

ただ、私たちもその指定管理については賛成している側なので、あまりにも、例えばほかの公共施設に比べて、この指定管理料の積算が厳し過ぎたんじゃないかなってちょっと思っている部分もあるんです。

例えば指定管理料を上げた場合には、議会からの提案である無料で勉強スペースを開放できたりするのはもう当たり前の話なんですけど、だとしたら、やはりせつかく1者、民間として手を挙げ……。私の中では、例えばこの指定管理料を数百万円上乗せして出

したとしても、ほぼ挙げてくる事業所はそうそうなかったんじゃないかなという予想をしているんです。例えば数千万円上乘せすれば分かりませんが。そういった中で、ただ、今ちょっと懸念しているのは、先ほど樋口さん、柿沢副市長も言われるのは、小さく始めて大きく育てるって言われたんですけど、その小さく始めるの、そのベース自体も大小あると思うんですよね。だとすれば、行政としては、やはり指定管理者を育て上げるという責任も出てきた場合に、どのベースから育てるのか。一番下の部分からですよ。3年後に例えば50%の成長を見るのか、当初スタート段階から30%の時点でスタートして、じゃあ、100見ていた目的に対して70、80になっていてもらいたいのは違うと思うんです。

なので、今後そのスケジュールなりすり合わせをしていく中で、やはり一度、予算名も議論されるのか分かりませんが、今、先ほどの説明を聞いている中では非常に、私も経営者としての感覚で見ると、すごく厳しい数字だなというのは改めて何かちょっと思ったんです。なので、そのスタート時点がどこであるのか、どこからを目的として発進させるかは、今の指定管理者の候補者としっかりと、この採決がどうなるか分かりませんが、考えていただきたいなという、これは要望であります。

柿沢副市長 指定管理料は確かにちょっと厳しく見てありました。

いろいろ現地調査に来ていただいている企業からすると、倍ほど欲しいというのが正直な話で、5,000万円みていたというご意見が多かったです。だから、ちょっと全然だったなみたいな感じであったのはそうなんですけど、ほかに調整する中で、大浦委員長から言われたように、例えばそういう教育の視点と言ったらいやろうか。それはちょっとまた必要に応じて3月補正ということであれば、また話が大幅違うような感じはあると思うんですよ。ちょっと厳しくやり過ぎた面があったことはあったんです。

それで、それを出すとか出さんとかそういうのは別にして、そういうことも含めて、最初は春のオープンにしていますので、まだまだ時間があるので、すり合わせは3か月に1回というのは運営開始してからも3か月に1回ずつすり合わせをやっていきますけど、オープンまでにまだ時間が、今12月ですから、ありますので、そういうお金の面も、そこは出すか出さんかは、また出すのであれば議会に提案しなきゃいけない話になりますし、それはともかくとして、オープン前にすり合わせができないかということを経営者としっかりと調整をします。

大浦委員長 なので、結局単年度じゃないんですよね。契約期間も3年間ある中で、例え

ば会社、社団法人を成長させていきたいんだって言われたので、例えば成長していく過程で、この指定管理料というものを毎年どうしていくのかも議論していけばいいです。ただ、最初からきついで条件をそろえて3年間同じ価格でやるのか、それとも初年度とか2年間はある程度見て、3年間で削る策にすれば結局同額なわけなんです。だから、毎年平年で見えていくのか、成長していく過程を見ていって決めていくのは違うので、なのでその辺も議論をしていただければなという話だったんです。

水野市長 ここまでいろんな議論、話を聞かせていただいたんですけど、私の思いだけしゃべらせていただきたいと思います。

今こういう形で副市長がいろいろ随分申しましたけど、サウンディング調査には一応5者がお見えになりました。その5者からいろんな提案もあって、それで最終的には、指定管理料だけじゃないとは思いますが、指定管理料を見て4者が手を下げられたと。それでもやっぱり1者、それなりの思いを持って、覚悟を決めて、この指定管理料でやると手を挙げられた業者がいる以上、私はこのばいにゃこ村さんに。これからもちろん決めなきゃいけないことはたくさん決めなきゃいけないですけども、ここはやはり覚悟を決めて出してこられた指定管理者、一般社団法人ばいにゃこ村さんの意見を尊重しながら、公が後押しするような形でやっていければなというふうには思っています。

私もばいにゃこ村の樋口さんとはこれで2年、3年ぐらい前からの付き合いですけども、もともと滑川の人じゃない。この人がこれだけ滑川を愛していただいて、滑川に対しての思いを強く持ってもらっている。こうやって手を挙げてこられた。このことはやはり尊重したいなというふうには個人的には思っています。

それも含めて、初の公民連携の施設、これをいかにしてうまく立ち上げてやっていくか。その中身は、先ほど委員長言われたように、成長していく過程もありますし、今取りあえずこの3年間という話、それも含めて議論を交わしながら、もちろん議会側との議論も交わしながら、よりよい方向に、せっかく公民連携でやる初の施設。私、先ほど副委員長が言われる基本計画に関しても、そのあたりの話は抜けていた時期がありますので、じくじたる思いもいろいろありましたけど、今現在できた施設、今まで議会と当局側で積み上げてきたこと、そのことは別に葬るわけではありませんし、それを基本にして、今手を挙げてもらったばいにゃこ村さんと一緒になって、初の公民連携施設、これをどうしてもやっぱり軌道に乗せたいので、そのためには皆さん議会側の承認をぜひともお願いしたいという私の思いです。

以上です。

青山副委員長 1点だけ高倉課長に質問なんですけども、私、このワーキンググループ立ち上げの前に再度ずっと言っていたことが1つありまして、そのワーキンググループのときには、必ずこの基本構想に基づいてしっかり提案していただけるような組織をつくらせていただくように、まずはこれをしっかり読んでいただきたいというところから、今手を挙げられた樋口さんは、そのワーキンググループにも多分参加されていたはずだと認識しておりますので、まず1点、ちゃんとここからの題材で、私、あそこまで言って、しかも検討してそのようにしますと言った。ちゃんとされたんですよ。

高倉まちづくり課長 今委員さんおっしゃられますとおり、第1回目のワーキンググループのときには、もう既に議会側から提案のあった、特別委員会から提案のあった提案書、あと基本構想、あともろもろ関係する計画書、全て説明した上で利活用ワーキンググループから提言をいただいております。その流れですとここまで来ております。

青山副委員長 でも、今ほどの市の話では、結局、公民連携の初めての。そこは、だから趣旨は全然私は何とも思っていないんですけども、そこで民間が言われたことをここで今大事にしたいと言われると、今後我々の、こっち側の公でいろんな市民から聞いた話がちょっと通らないんじゃないかなということも懸念されておりますので、その辺をそうじゃないということを明確に言っていただければ……

水野市長 そうじゃないです。はっきりと明確にそこに関しては。議会側とももちろん調整しながらやっていきますので、よろしくお願いします。

大浦委員長 ほか、よろしいですか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 それでは、質疑を終結いたします。

この後、委員会で協議を行いますので、委員の方は第1委員会室へ移動願います。

午後0時40分休憩

(委員、第1委員会室へ移動)

大浦委員長 それでは、議案第60号について、委員会での協議を始めます。意見のある委員の挙手を願います。

岩城委員 何を言っても、引っかかるのは、そこの2階のスペースやちゃね。13番、14番

ね。

正直言って、1階あのスペースをつくったという形では、なかなか1階は人の目が気になって、ガラス越しに歩いておる人がおって、あそこでゆっくりとはなかなか難しいのではないかなという気がしたね。何としてでもあそのところをという気はあるので。かといって、どう言ったらいいか。市もその気でおるといふ形なんだから、まさかこのままほっぽらかすということはないんじゃないかなという気でおるので、私はそれを念頭に、いいかなという気ではおります。

以上です。

青山副委員長 今ほど議論していたとおりなんですけれども、正直悩んでいます。引っかかるのはもう本当そこだけです。かといって、今あれほどまでに我々の意見を今後聞いていきたいと言っていた中で、ここで今すぐ折れないところにも懸念をしまして、折れる気はないのかもしれないという気になったときに、これはどういう判断で、そこを折れてもらえないなら、うんってなかなか言えないんですけどというところなんです、本音で言うと。そうなったときに何か例えば、全体的にいいので通してもいいんだけど、ここに関しては注文つけられるのかどうなのかというところが、注文つけられるのであれば通してもいいですけど、つけられないのであれば、正直、僕は否決に回りたいというのが本音です。ここが一番大事なところだと思うんですね。今までのずっと言っていた積み上がりは、待っている子どもたちに勉強のお時間をしっかり確保してあげようというのが、この施設のサブのテーマだったような気がしていますので、ちょっと折れられないというところですかね。

岩城委員 そういう注釈つけられるがかな。

古沢委員 附帯意見ということがないわけではないけれども、附帯意見はあくまで附帯意見であって、条件にはならんがやちゃね。条件にはならなくて、委員会の意見を言うた。当局はその附帯意見に縛られるわけではない。賛否の条件ではないということですね。手法としては附帯意見をつけるという方法がないわけではないけど、言うたように、それは条件にはならない。

中田係長 今、古沢委員がおっしゃったとおりでございまして、附帯として意見をつけても条件にはならないので、当局側はそれに縛られるものではありません。それでも意見を出すかどうかということになるかと思われま。

大浦委員長 私も正直ずっと悩んでいた部分はありますし、もともと反対していた施設な

ので、ちょっと思いはまた違うんですけど。ただ、先ほど委員会の中で言いましたけども、指定管理料は議会も賛成してやったんですが、これを否決した場合にどうなるかというものを考えると、これを直営でやっても、結局あの施設管理料でできないんですよ。今の4月までの指定管理料と、その後の再度上げるときは、結局、先ほど柿沢副市長が言われましたけど、5,000万円必要なんです。

私は、ほかの例えばはたるいかミュージアムであるとか市民交流プラザの指定管理料に比べて、ものすごく、本当に厳しい額だなというのは思わせていただいたんです。当然委員会の中でも指定管理の手を挙げたのがばいにゃこ村だったというのは、指定管理料があまりにも安過ぎたから、4事業者は手を挙げなかった。もうごもつともな意見だなと思ったんです。その中で、やはり新しい民間事業者が手を挙げてくれて、ましてややっていこうという気概を持ってくれたことは認めてあげたいなという部分はありますし、あとは、皆さん方の言う公共施設としての機能というものをに入れていくに当たって、直営でやったり第三セクターでやるよりも、今後の当局とのすり合わせの中で、補正はなしとしてですよ。今の話で言えば、当然改善したりであるとか、あとお手元の資料で別紙であるんですけど、審査委員会の議事録がついているんですけど、その中でも議会と同じ質問を当局側がされているんですよ。同じ懸念材料を入れられているので、当然当局としても今後改善されていくだろうというふうに思いますので、私としては認めてあげたいな。今後の材料は、議会と、当然当局側も議会の報告または意見を尊重していくというふうに言われていますので、その流れで行きたいなというふうに思います。私の意見です。

高川委員 私も先ほど青山副委員長があそこまで昔からの流れを十分説明されたので、当局側ももっと真剣に、本当にワーキンググループ前に言っておったのがばいにゃこ村さんに伝わったかどうかちょっとあれですけど、ここまで言ったので、もう一回真剣に考えてもらえるものと思っております。

岩城委員 附帯条件に縛られないというあれではあるけども、縛られなくても、やっぱりそういう条件ぐらいつけてもいいがなかろうかなというあれはあるがだけどね。

古沢委員 条件にはならないけれども、議会の意見、あくまで意見やちゃ。あくまで意見にしかすぎんがやけど、意見として委員会としてはそういう意向が表明されたということとは付け加えられる。

青山副委員長 そうならば、僕も別に全体的に否定しているわけじゃないので、当然。こ

こだけが一番のネックなので、逆にそうならば、学習スペース及び休憩スペースについては無料開放していただきたいということの議会の意見を添えていただけるならば、ちょっと考え方を変えたいなと思いますけども。私自身は。

古沢委員　そこやちゃ。

青山副委員長　そこだけが問題なので。ここまで積み上げてきたやつが一気に崩れてしまうので。

古沢委員　下の屋内広場でいろんな催事だとかそういうことは、恐らくここでないと思えないだろうと思う。と思うんですよね。それはそれだと思うけど、あそこだけだ。

岩城委員　これに引っかかるちゃ。

大浦委員長　施設の利用の仕方を端的に出すことも必要なかなと思う面もあるんですけど、施設全体で見た視点で出すべきものでもあるかなというふうに思うんです。だから、一スペースだけをこうしてくださいよと言うと、ほかの施設の運用方法も変わってきたりするので、ちょっと難しい部分はあるんじゃないかなと思って。この時間内で附帯の内容をですよ。ただただその部分だけ無料開放してくれというものをつけるべきなのかは考えていただきたいなと思います。

青山副委員長　私は逆で、そこが皆さん一番引っかかっているところなので、そこだけ入れてもらえれば賛成できるという状況だと思うので、そこを普通に委員長として委員長報告で述べていただければ済むだけだと思います。

大浦委員長　その文言というか、結局、場所の指定ではなくて。

青山副委員長　いや、ぼやかす理由もないでしょう。だって、学習スペースと休憩スペースを無料開放して、要はサブスクから抜かせていただきたいという委員会からの意見を附帯しますというような形を表明してもらえれば、委員長報告として。それで済むわけですよ。

大浦委員長　その場合、利用料金の収支予算計画は全部崩れてしまっって、もう議会から補正予算をつけてもいいですよって言ったことになるよ。

青山副委員長　いいえ、そんなことにはならないですよ。それはまた別の話で。

岩城委員　そこまではちょっと飛躍的な。

大浦委員長　飛躍的っていうか、でも、あの予算計画が出ておる以上、やっぱりそこも考えてやらないと、じゃ、ほかどこを消せるの議論までしないと。

青山副委員長　いや、ちょっと待ってくださいよ。委員長、俺思うけど、子どもから3,000

円、何人来るか分からないですけど、大した金額じゃないですよ。その大した金額じゃないものを取り除いてほしいというものに、そんな収支予算は変わらないでしょうよ。

大浦委員長 だって、これ、決まっていないやつだから。今から当局とばいにゃこ村がここで採決を受けて、決まったら初めてそこに明確に取り組んでいくというのが、このままやりますというものじゃないから。だって、これはあくまでも参考資料だもん。

青山副委員長 だから、なおさら今に我々の意見としてそういうことを一致しているんだから言ってくださいということを行っているだけです。

古沢委員 文言をどうするかということにもしなるとすれば、場所を特定して、13番、14番のところというふうを書くのか、それとももっとぼやかす言うと変やけど、例えば市民の平等利用についてもっと配慮するよう云々とかというようなことも……

青山副委員長 配慮して2階にしましたという今の答弁なんですよ、だって。ひかる市さんとテーブルをこうやってただただ動かしてという答弁だったから。

古沢委員 なら「一層」を入れればいい。

青山副委員長 もう13番って名指しで言ったほうがいいですよ。ていうか、空きスペースでつくっていますから、一応。

大浦委員長 13番って。

青山副委員長 13、14のスペースを、それは別に委員で話し合っただけだから、それを別に言うには問題ないと思いますけど、全く。

古沢委員 別にここは縛られるわけじゃないがやけどね。

大浦委員長 だから使用方法の決定じゃないから。

青山副委員長 いや、それは違いますよ。サブスクでここでやっていくというのはもう使用方法として決定で、尊重したいって言われているわけじゃないですか。

大浦委員長 いや、決まっていない。

青山副委員長 じゃ、否決に回りますわ。

大浦委員長 だって決まっていないよ。ちょっと確認しますが、これはあくまでも、もう規則も何も今はないわけで、今後すり合わせしていくという中やから、結局決定しておるものは何一つないんよ。こう、ばいにゃこ村がしていきたいって。

青山副委員長 だから、市議会として今話し合った結果、そういう話になるがだったら、要は附帯の意見として添えていただければ賛成に回れるんじゃないですかという。

大浦委員長 だとすれば、だから、市民のより利用しやすい施設としてとしか言えんがじ

やないかなと思って。学習スペースであったり場所まで指定してしまうと、これは違ってくるんじゃないか。

青山副委員長 基本構想に書いてあるのが抜けているから、それをお金取るって言うから僕は特に納得いかないって。古沢さんも同じ意見だと思うので、そこは別に13、14番を無料開放していただきたいということを附帯意見として添えていただければ済む話だと思うので、なぜそこが嫌なのかが分からないんですよ。

大浦委員長 だから、決まっていないから。

青山副委員長 全然分からないですもん、本当に。

大浦委員長 どう思いますか。

青山副委員長 だって、文言1行入れれば済みますって言うだけだから。

中田係長 ちょっと今の状況を整理したいと思うんですけど、この議案の中身としては、ばいにゃこ村の提案の内容を細かく審査するという事ではないので、委員長言われるように。なので、具体的なスペースについて云々といったら、例えば委員長報告の中でこういう意見が出ましたということで報告していただくことは可能だと思うんですけども、具体的な提案内容のここの部分がどうだということまで附帯でつけるのは、今の時点では。

青山副委員長 過去ありましたよ、そういうの。

中田係長 ちょっと難しいのかなとも思うんですが、委員長報告でもちろんいろんな意見が出たということは言っていただくということでは駄目でしょうかね。すみません。

大浦委員長 私は出すがであれば、より市民が利用しやすいものでというものでしか出せない……

古沢委員 ごめんね。基本的にあそこはさっきも確認したとおりで、会員利用なわけやちゃ、2階はね。だけど、一方では公共施設の建物の役割としての、市民が、限られた人だけが使うのではなくて、そこにあった平等利用の確保という物の言い方はできると思うので、平等利用の確保について一層配意されたいとかね。ぼやかした言い方だとすれば。

青山副委員長 特別委員会での趣旨が伝わらないんじゃないかな。

古沢委員 それで委員長報告で言えばいい。委員長報告で、委員間の協議の中では、13番、14番——言うていいかどうか分からんけど——について無料開放すべきではないかという強い意見があったと。

大浦委員長 なので、私と、多分先ほどからすると青山副委員長の話のずれておる部分は、私の中ではあくまでゼロベースなんです。何ひとつ決まっていな。結局すり合わせしてない。今後これの採決の結果によって、今日の委員会の質問とか委員が懸念を持っておる部分を埋められていくという、私は進められ方がしていくということなんです。だから、あくまでも今のばいにゃこ村さんから出てきた資料に関しては参考資料であって、審査委員会の結果を求めるものであって、の資料であるという私の認識なんです。

なので、設置条例が9月に出てきた段階で、この12月に出てくる場合、規則も何も出ていない。結局、規則の中で定めていきますという説明なので、設置条例が出てきた瞬間にもうそうなることは分かっていたことなので、結局細かい議論はできないんですよ、今の段階で。

だとしたら、意見としていろいろ委員から出すのはいいんですけども。

青山副委員長 そしたら附帯にも何もならんじゃないですか、そうすると。今でもこれだって、これを出してきて、しかも、変えるつもりないのかって直接聞いたときに参考人の樋口さんが言ったのは、今は考えておりませんってはっきり言われたんですよ。そうするならば、そこが一番引かかるよってその後の議論をしているわけで、もし全員賛成でいくのであれば、私は附帯を入れていただかないと賛成には回れないです、そこは。

大浦委員長 それは各委員の自由にしますけど。

古沢委員 私は、だから、さっきも言ったように、附帯をつけるとすれば、平等利用について一層配慮してほしいということを附帯につけて、委員長報告の中で、委員会協議の中では、提案中身の中の13番、14番について、気軽に利用できるような形態にしてほしいという意見が強く出された。

岩城委員 やっぱりどうしてもそこらあたりの附帯はつけていただきたいがやちゃね。内容はあれか知らんけども、古沢委員が言われましたように、委員長報告でその文言を入れて。

大浦委員長 この内容でしたらいいんです。ただ、限定的なのは委員長としては出したくないという思いがあったので。

青山副委員長 何でそこでぼやかしたいのかがちょっと私はやっぱり理解できないんですよ。そこが一番の議論だったのに、そのパブリックの部分で、なぜそれがそうなのかな。ちょっとよく分からないですけどね。

大浦委員長 それは私の一意見であるので、それに納得する、しないは青山副委員長の判断なので、あとは皆さん方がこの内容でいいのかどうなのか、その附帯として正しいのか、委員長報告として出すのがいいのかというものを今聞かせてもらえばいいので。

古沢委員 私らはやっぱりばいにゃこ村さんから提案のあったものを参考資料として議論してきたわけですね。それで、これはばいにゃこ村さんが出したということは直接的だけど、これは当局の参考資料として出してきたという話になるわけだから、もちろん委員長言うように、当局と指定管理者内定者との間でまだ何も決まっていな言えれば何も決まっていなけれども、ベースになるのはあの提案だよな。

だから、我々がそのベースになる提案に基づいて議論するのは、それしかないんだから。材料がそれしかないわけだから、委員会としてあれをベースに議論をした。その中身でいうと平等利用の確保について、具体的に言えば13番、14番の問題だったということは、委員長報告で言っていたでもいいんじゃないかと私は思うけどな。

大浦委員長 だから、俺、これはいいって言ったんだよ。

青山副委員長 それは嫌だって言っていない。ただ、その附帯決議をつけるのはどうかと思うって言うから、それはどうかなと思ってただけで、皆さんでそう固まれば、別に賛成に回らましようかという気持ちでいますよ。

古沢委員 委員長が言うがは、附帯意見の中に13、14を入れるのはどうかという話なんですよ。

大浦委員長 そうです。

古沢委員 だから私は、委員長報告の中で、委員間協議の中でこういう意見があったというところを出してもらおう。

青山副委員長 私、今委員長が言われているのは、逆に逆手に取って考えてみたときに、恐らくこれを普通にただただ通してしまっただ後に、委員長はこれはただの案ただだけで、この後どれだけでも議論できるという考え方も分からないですけども、その後、議会で今通した後に例えば一般質問を今後かけたときに、いやいや、あのとき説明したじゃないかって当然言いますよ、当局は。なので、やっぱりここは入れていただきたいところなので。

大浦委員長 ほかの委員は。私は別にさっきから変わらないので。

吉森委員 私としても、はっきり言って、今、大浦委員長の言ったことがでかいかなと思っておって、もちろん13、14開放は分かる。もちろんそこは私もすごい強い思いがある

んだけど、附帯意見としてはやっぱり平等なというところで、13、14だけ言ってしまおうとそこだけになってしまうから、全体として平等な使い方ができるような形がいいと思うので、あくまでもやっぱりそこは委員長報告でいいんじゃないかなというふうな思いです。

高川委員 私も委員長報告で言っていただければと思います。

吉森委員 ただし、やっぱりそこは強く言っていただきたいというか。

大浦委員長 皆さん方がいいと言っておるがは、附帯は附帯として、先ほどの古沢委員の内容で出すと。青山副委員長の言われる場所の細かな指定であるものは委員長報告でいいというものでいいと言われているという解釈でいいですか。

吉森委員 私はそれでいいと思います。

岩城委員 全委員から強く言われたとか、何かそういう文言。

古沢委員 委員長報告の中で委員会でどんな意見があったかというのは、それはそのとおり言えばいいので。

吉森委員 逆に、この点でもめたということも言っていいんじゃないかな。

大浦委員長 私の中では、附帯をつけることも重要ですし、委員長報告としてしっかりと当局に伝えるというものも納得してもらえるものだと思うので、ちょっと私が言うのもあれですけど、副委員長にはそれでよろしいかどうかだけ。

青山副委員長 古沢委員が言われたような形で附帯をつけていただければいいと思います。

大浦委員長 それでは、採決については一括採決、全議案になるのかな。全議案ですね。一括採決という形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

大浦委員長 それでは、そうやって採決を一括にて行わせていただきます。

それでは、暫時休憩します。

(休憩中)

午後 1 時22分再開

大浦委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を開催いたします。

討論に入ります。討論をご希望される委員の方はお申出願います。

(討論する者なし)

大浦委員長 ないようですので、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第49号から議案第54号、議案第59号及び議案第60号までの8議案を一括して採決を行います。

議案第49号 令和4年度滑川市一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入 所管部分

歳出 第2款 総務費（ただし、生活環境課所管分）

第3款 民生費（ただし、子ども課所管分を除く）

第6款 農林水産業費

第7款 商工費（ただし、財政課所管分を除く）

第8款 土木費

第14款 災害復旧費

第3表 債務負担行為補正

第4表 地方債補正

議案第50号 令和4年度滑川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 令和4年度滑川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 令和4年度滑川市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第53号 令和4年度滑川市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第54号 滑川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 滑川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 中滑川複合施設の指定管理者の指定について

以上の案件について賛成委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

大浦委員長 下ろしてください。賛成多数。よって、議案第49号から議案第54号、議案第59号及び議案第60号までの8議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

午後1時24分議決

大浦委員長 なお、議案第60号につきましては、中滑川複合施設が公的施設であることを鑑み、市民がより利用しやすいよう、平等利用の確保について一層の配慮を求めるとい

う意見を附帯いたします。

市長におかれましては、この後、公務のため退席されます。

水野市長 すみません、失礼します。

大浦委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第2 その他事項で当局のほうから何かありましたらお願いいたします。

相沢生活環境課長 それでは私のほうから、先月の下旬に開催いたしました第2回の市地域公共交通会議の開催の概要につきましてご報告を申し上げます。

資料のほう、クリップ止めのものをお配りしております。

まず、報告と表題に記載してあるものをご覧いただければと思います。

1、開催概要につきましては、先月の24日に開催しております。

報告また協議事項といたしましては、8月下旬に開催しました第1回会議後のアンケートの実施などの取組について、また、各種のアンケート結果についての報告、また、それらを踏まえました本市における交通の現状と課題整理、また計画に定める将来像の検討などについて協議をお願いしたところでございます。

配付資料につきまして、抜粋のものとして2種類提出してございます。

まず1つ目といたしまして、右上報告事項2、すみません、これは会議資料そのままですので、報告事項2とありまして住民アンケートと記載してあるものをご覧ください。

詳細につきましては説明のほうを省略させていただきますが、一番表に記載してあるものは2,000人抽出した住民のアンケートの大まかな結果でございます。

幾つかの事項を書いておりますけれども、本会議等での質問に対する答弁にもございましたが、大体アンケートの内容といたしまして、今後、公共交通「のる my car」のほうでございまして、改善が必要と思われる事項といたしましては、およそ半数の割合といたしまして、やはり今よりも自宅や目的地の近くで乗り降りできること、こういったニーズが最も高かったこととございます。

そういった改善がなされた場合に、では、主な交通手段について、今の自家用車から公共交通への切替えの可能性はあるのかということにつきましては、およそ57%の方が何らかの頻度で使ってみようと考えているという結果が出てございます。

また、自家用車の運転についての、将来自家用車を手放すタイミングについてお聞きしたところ、8割ぐらいの方は何らかのタイミングで運転を今後控えたいというふうにご考えておられるとの回答もございました。

また、オンデマンドの形式が導入される場合の感想といたしましては、便利そうなので乗ってみたいとか、少し不安があるけども丁寧な説明があれば乗りたいといった、比較的前向きなほうの回答とすれば、およそ4割の回答をいただいております。

ほか、実際バスに乗り込んでのアンケートや、駅を通勤通学に利用される方へのアンケートの結果につきましては、この後に記載してございますが、説明のほうは省略させていただきます。

続きまして、A4の横印刷となっておりますが、市内公共交通の課題整理という資料、そちらのほうをご覧くださいと思います。1枚めくっていただきまして、右上に協議事項と記載してあるところがございます。

1ページといたしまして、左側には現況と課題の整理をしてございます。人口動態や公共交通全般の利用状況、また、今ほど申し上げました市民アンケートの結果などを左側に載せてございます。

また、その他の取組といたしまして、各関係団体等への意見の聞き取りの結果が右側に記載してございます。

一番上、滑川高校の生徒会の方々から意見をお聞きしまして、そもそも高校生の方については、やはり徒歩とか友達と自転車とか、そういった登下校が主であって、自分だけバスに乗るとするのは、天候にかかわらずあまりそういう必要性は感じていないというようなご意見もありましたし、そもそもバスというのは今まで乗ったことがないとか、それはコミュニティバスに限らずですけども、そういったような意見のほうも伺ったところがございます。

また、福祉関係の従事者、関係者からちょっとお聞きしたところ、やはり介護予防としては、幾らかやはりバス停まで歩いてバスに乗ると、そういったような運動がやっぱり介護予防としては必要なんじゃないかと。そういったようなご意見も伺いました。

また3ポツ目として、各地区の自治会連合会、今ちょっと全部まだ回り切れておりませんが、幾つか回らせていただいたところからのご意見によりますと、やはりあいの風とやま鉄道のさらなる接続の充実をお願いしたいというご意見であったり、今のバスにつきましては、1つの区間がやはり距離が長く時間がかかるので、そういうので乗りづらいという人が多いと。やっぱりそういうのではなかなか今後乗らなくなるんじゃないかというちょっと厳しいご意見もいただいたところがございます。

そういったようなことを踏まえまして、下、2ページの右側にございますが、一応、現状の課題として4点整理したところをございます。

やはり今後はそういった市民ニーズ、これは従前からもお話しいただいているところをございますが、より市民ニーズに合った交通の運用をしていく必要があるんだろうと。

また、高校生からのご意見もありましたとおり、やっぱり公共交通についての関心度というものを盛り上げていかなきゃいけないんじゃないかと。

また、まちづくり施策、特に福祉の施策など、現在コミュニティバスは高齢者が主な利用者でございますので、福祉施策との連携というのが必要なんじゃないか。

また、やはり収支率、当然黒字にできるものではございせんが、かといって収支を全然度外視する、無視するわけにもいきませんので、そういった収支率の低下についての対策も必要なんじゃないかというふうに課題を整理しておるところをございます。

それを踏まえまして現状といたしましては、今後5年間につきまして、やはり持続可能な地域公共交通というのを引き続き確保していかなければいけないということで方向性のほうを定めまして、一番後ろ、3ページになりますが、今後検討する施策、取組について大まかに4点にまとめたところをございます。

おおむね先ほどの整理した課題とリンクするものをございますが、やはり現在、利用者層の主である高齢者、また、やはり通勤通学者、そういったニーズに合わせた利用環境というのをやはり再整備しなければいけないだろうと。それにつきましては、バスの現状の路線とか接続、そういったような体系についてやはり見直す必要があるだろうと。

また、関心度の向上に向けましては、地域で支えるといったようなもの、また環境に優しいといったようなもの、そういったようなものをやはり今後訴えていく必要があるんじゃないかと。

また、福祉施策との連携といたしましては、市内の公共施設や、また買物、病院といった日常生活の利便施設、そういったところをつなぐ、そういった手法として、やはり公共交通を据えて取り組んでいかなければいけない。

また、高齢になってもやはり自力で移動できる、そういった環境を引き続き維持する必要があるんじゃないかと。

また、最終的には運行の効率化ということで、バスの小型化といったご意見もいただいております。そういった車両の運用や運行環境、運行ルートの再検討、そういったようなものも今後取り組む必要があるんだろうということで、体系としてまとめてござい

ます。

今後といたしましては、これらを踏まえて具体的な取組の方向性というものをまとめた素案のほうを作成しまして、年が明けてからまた議員の皆様方にご提示をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

大浦委員長 今ほどのご報告の質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手の上、お願いいたします。

(質疑する者なし)

大浦委員長 ないようですので、質疑を終了させていただきます。

委員からほかに何かありましたらお願いします。

(特になし)

大浦委員長 以上で、本日の議事日程については全て終了いたしました。

以上で産業厚生建設委員会を閉会とします。

お疲れさまでした。

午後 1 時34分閉会